

令和6年度

# 新規採用養護教諭研修ハンドブック

鳥取県教育センター

# 目 次

鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標【養護教諭】	1
1 教師の役割と使命	
養護教諭の役割と職務	2
2 保健室経営計画	
児童生徒を取り巻く現状と課題	5
保健室の機能と学校内での位置付け	6
保健室経営計画の作成にあたっての基本方針	7
保健室経営計画の作成手順(例)	8
保健室経営計画(例)	9
3 学校保健計画・学校安全計画	
3-1 学校保健計画	
目的	11
学校保健計画の内容	12
学校保健計画作成の手順	12
学校保健計画作成上の留意点	12
3-2 学校安全計画	
目的	13
学校安全計画の内容例	14
学校安全計画の策定と見直し	15
4 健康診断	
健康診断の意義	16
健康診断の検査項目と実施学年	17
定期健康診断の実施計画と実際	18
5 救急処置	
学校における救急処置	22
学校における救急体制	23
救急処置の実際	25
6 健康相談	
健康相談とは	28
健康相談の目的と重要性	28
健康相談における養護教諭の役割	28
健康相談の基本的なプロセス	29
健康相談のポイント	30
健康相談の進め方	32
児童虐待の理解と対応	39
児童虐待を把握した時の対応	44
7 特別支援教育	
特別支援教育とは	47
特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組	48
特性や性格、症状に応じた支援	49
特別な配慮を必要とする児童生徒の学びの場	49
就学先の決定について	53
自立活動の指導	54
医療的ケアの推進	55
8 健康教育	
健康教育とは	56
学校教育における健康教育の機能	56
健康教育における保健教育	57
9 ティーム・ティーチング	
ティーム・ティーチングとは	58
ティーム・ティーチングで望まれる養護教諭の役割	58
ティーム・ティーチングQ&A	58
参考資料	59

**【本ハンドブックにおける表記について】**

・高等学校および特別支援学校の高等部においては、必要に応じて、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」と読み替える。

# 鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標【養護教諭】

令和6年4月1日 鳥取県教育委員会

観点 キーワード	ステージ	養護教諭				
		キャリア スタート期 (教員養成 完成時・ 採用時)	育成期(第1ステージ) (1~5年目)	向上期(第2ステージ) (6~10年目)	充実期(第3ステージ) (11年目以降)	
			教員としての必要な基礎的素養・指導技術を広く習得し、実践的指導力を身に付けるとともに、学校組織の一員としての自覚を	第1ステージの経験をもとに、保健教育や保健管理の専門的知識・技能を習得するとともに、学校保健活動の推進力と実践的指導力の向上及び視野の拡大を図	第2ステージの経験をもとに、職務に関する専門性をよりいっそう高め、広い視点から学校運営に積極的に参画するとともに、指導的立場としての力量及び管理的立場としての力量(マネジメント能力)を高める。	
				充実期前期 (11~15年目)	充実期後期 (16年目以降)	
素 養	豊かな人間性、創造力、寛容性、人権意識	よりよい社会の実現に向け、自他の価値を尊重し、自らの人間性や創造性を高めることができる。				
	前向きな姿勢、向上心、適応力	学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、学び続けることができる。				
	教育的愛情、児童生徒理解、判断力	児童生徒に対する理解を深め、自発的・主体的な成長や発達を支援することができる。				
	専門的知識・技能、指導力、構想力	保健教育、保健管理に関する専門的知識・技能を有し、児童生徒の主体的な学びを支援することができる。				
	社会性、協調性、コミュニケーション力	学校組織の一員として、学校内の多様な人材、家庭や地域等と連携・協働を図ることができる。				
使命感、責任感、倫理観	教育公務員としての倫理観及び法令遵守の精神に基づき、責任ある言動をとることができる。					
保 健 教 育	各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施	・年間指導計画 ・単元構想 ・学習指導案	・「学習指導要領」の趣旨・内容を理解し、保健に関連する教科・領域の年間指導計画を把握した上で、児童生徒の実態に応じた単元構想や教材づくりに取り組んでいる。	・「学習指導要領」の趣旨・内容を理解し、学年や教科の系統性を踏まえた年間指導計画の工夫・改善に参画するとともに、児童生徒の実態や学校、地域の特色を生かした単元構想や教材開発に取り組み、専門性の向上を図っている。	・「学習指導要領」の趣旨・内容を生かし、教科横断的な視点を持って校内の教育課程づくりに携わるとともに、現状分析をもとに、学校や地域の特色を生かした単元構想や教材開発を行い、校内研究会等で改善案を提案している。	
	保健管理	・心身の健康管理 ・学校環境の管理	・健康診断、健康観察、救急処置、環境衛生検査等、保健管理の基礎事項について理解している。	・教職員、学校医、学校歯科医と連携して、健康診断や健康観察を適切に実施するとともに、事後措置についても速やかに行っている。 ・学校における救急処置の範囲を理解し、校内の救急体制を確立した上で、養護教諭としての専門的な判断をしている。 ・学校薬剤師と連携して、環境衛生検査を的確に実施している。	・保健管理全般について、校内職員や外部機関等と連携し、観察、検査等を改善を図りつつ適切に実施している。 ・救急体制について全教職員の共通理解を図り、校内研修の充実に取り組みるとともに、関係する医療機関等と連携している。	・児童生徒の実態や状況を多面的に捉え、保健情報を総合的に評価し、個別の健康課題を的確にアセスメントしつつ、児童生徒一人ひとりの指導・支援を行っている。 ・学校全体の健康課題を的確に把握するとともに、地域にも目を向け、その解決に向けて組織的に対応している。
	健康相談、教育相談、生徒指導及びいじめ・不登校、虐待防止対策	・個への対応 ・コミュニケーション能力	・健康相談、生徒指導、教育相談に関する基礎理論・知識を習得している。	・健康相談、教育相談、生徒指導を適切に行う上で必要な理論や技法について理解するとともに、児童生徒の特性や人間関係、家庭環境等を把握し、それらを考慮した指導・支援を行っている。	・児童生徒一人ひとりの特性や人間関係、家庭環境などを多面的に捉え、個に応じた適切な指導・支援を行っている。 ・同僚の生徒指導上の悩みを理解し、課題の解決に向けて指導・助言を行っている。	・児童生徒の実態を的確に把握し、個に応じた適切な指導・支援を組織的に継続して行っている。 ・学校全体の生徒指導上の課題について教職員間で共通理解を図るとともに、児童生徒一人ひとりの課題の解決に向けて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等の関係機関と連携しながら組織的に対応している。
	特別な配慮を必要とする児童生徒への指導	・特別支援教育の視点	・特別な配慮を必要とする児童生徒への指導に関する基礎理論・知識を習得している。	・児童生徒の実態把握に基づいた「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」を理解し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行っている。	・関係機関と連携しながら、「個別的教育支援計画」に基づき「個別の指導計画」の作成に参画し活用を行っている。	・組織的な校内支援体制を構築し、関係機関等と連携を図りながら合理的配慮を行っている。
健康課題の把握と保健室経営	・児童生徒との関わり ・健康課題の解決	・保健室経営に関する基礎理論・知識を習得している。	・保健室経営の具体的な方策を立案し、実行している。 ・児童生徒の健康実態を把握するために必要な情報を収集し、健康課題を分析している。	・保健室経営において、児童生徒の個別及び集団の健康課題の解決を図っている。	・学校教育目標を具現化するための保健室経営を展開している。	
学 校 運 営 ・ 教 職 員 連 携	学校安全への対応	・教急体制 ・危機管理	・校内の救急体制を把握し、適切に救急対応をしている。 ・危機管理体制(危機管理マニュアル)を把握し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるための適切な対応や危機の未然防止に努めている。	・危機管理体制(危機管理マニュアル)を把握し、学年や学校全体を広く見渡す視点に立った上で、過去の事例に学びながら、適切に研修等を行い校内の救急体制の整備を図るとともに、迅速な対応及び危機の未然防止に努めている。	・校内の救急体制、危機管理体制(危機管理マニュアル等)を把握し、必要に応じて危機管理体制の点検や改善をしている。	
	家庭・地域とつながる力	・学校、家庭、地域との連携	・地域社会に貢献することについて、自分なりの考えを持ち、実行しようとしている。	・家庭・地域と連携し、児童生徒を共に育んでいこうとする関係を築いている。	・家庭・地域・関係機関等と連携し、組織的な対応をしながら児童生徒の指導を推進している。	・家庭・地域等との連携、調整役として、保護者や地域等の協力を得ながら学校課題の解決に向けた取組を推進する役目として率先して行動している。
	組織として連携・協働する力(同僚、関係機関、異職種)・保健組織活動(児童生徒保健委員会、学校保健委員会、外部連携等)	・目標 ・業務改善 ・事務 ・外部 ・チームマネジメント ・協働的教職員集団づくり	・集団で業務を遂行する際、自らの役割に応じて適切に行動し、力を発揮している。	・管理職や同僚の指導・助言を受けながら、組織の中における自らの役割や責任を自覚するとともに、その一員としての業務を遂行している。 ・保健組織活動の企画・運営に参画し、自校の健康課題と結びつけて考えている。	・同僚と協働しながら適切に業務を遂行するとともに、関係機関・異職種との連携を適切に行っている。 ・学校全体を広く見渡す視点に立ち、自校の特色について把握し、その特色を生かした実践を行っている。 ・自校の健康課題を把握し、その解決に向けて保健組織活動の実践を行っている。	・様々な学校課題の解決に向けて、保健組織活動をはじめとする教職員間や関係機関等との連携・協働体制の構築に向けて、校長を補佐しながら「チーム学校」(効果的・効率的な組織)としての教育活動を展開している。 ・教職員の意見を積極的に吸い上げるなど、風通しのよい職場作りにも努めるとともに、働き方改革の推進に取り組んでいる。
※ 必要に応じて、「児童生徒」は「幼児児童生徒」と読み替える。						

## 1 教師の役割と使命

### ◆ 養護教諭の役割と職務

#### (1) 養護教諭の役割

〈中教審答申（平成20年1月）及び学校保健安全法において求められている養護教諭の役割〉

- ア 学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でのコーディネーターの役割
- イ 関係職員等と連携した組織的な健康相談、健康観察、保健指導の実施
- ウ 学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室経営の実施（保健室経営計画の作成）
- エ いじめや児童虐待などの心身の健康問題の早期発見、早期対応
- オ 学級（ホームルーム）活動における指導をはじめ、ティーム・ティーチングや兼職発令による体育科、保健体育科の学習への積極的な参画
- カ 健康安全に関わる危機管理への対応

#### (2) 養護教諭の職務

〈中教審答申（平成20年1月）から見る養護教諭の職務〉

養護教諭の職務については、中教審答申（平成20年1月）において、次のように述べられている。

学校保健の充実を図るための方策について

#### 2 学校保健に関する学校内の体制の充実

##### (1) 養護教諭

- ② 養護教諭の職務は、学校教育法で「児童生徒の養護をつかさどる」と定められており、昭和47年及び平成9年の保健体育審議会答申において主要な役割が示されている。それらを踏まえて、現在、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動などを行っている。

（\*1）学校保健安全法の施行に伴い、「健康相談活動」は、現在は「健康相談」となっている。

### ●養護教諭の職務内容

養護教諭の専門領域における主な職務内容

- ① 保健管理
  - ア 心身の健康管理
    - 救急処置
      - ◇救急体制の整備と周知
      - ◇救急処置及び緊急時の対応
    - 健康診断

- ◇計画、実施、事後措置、評価、改善
- 個人及び集団の健康問題の把握
  - ◇健康観察（欠席、早退の把握を含む）
  - ◇保健情報の収集及び分析
  - ◇保健室利用状況の分析・評価
- 疾病の予防と管理
  - ◇感染症・食中毒の予防と発生時の対応
  - ◇疾病及び障がいのある児童生徒の管理
  - ◇経過観察を必要とする児童生徒の管理
- イ 学校環境の管理
  - 学校環境衛生
    - ◇学校環境衛生の日常的な点検への参画と実施
    - ◇学校環境衛生検査（定期検査・臨時検査）への参画
  - 校舎内・校舎外の安全点検
    - ◇施設設備の安全点検への参画
- ② 保健教育
  - ア 教科で扱う内容
    - 体育科、保健体育科等におけるティーム・ティーチング\*1による学習への参画
    - 「総合的な学習の時間」における参画
    - 特別の教科 道徳の授業への参画
  - イ 教科外で扱う内容
    - 個別指導（グループ指導を含む）
    - 特別活動における指導への参画
      - ◇学級活動・ホームルーム活動
      - ◇学校行事
      - ◇児童生徒会活動
  - ウ 啓発活動
    - ◇児童生徒、教職員、保護者、地域住民及び関係機関等への啓発活動
- ③ 健康相談\*2
  - ア 心身の健康課題への対応
    - ◇健康相談の実施
    - ◇心身の健康課題の早期発見、早期対応
    - ◇支援計画の作成・実施・評価・改善
    - ◇いじめ、虐待、事件・事故・災害時等における心のケア
  - イ 児童生徒の支援に当たっての関係者との連携
    - ◇教職員、保護者及び校内組織との連携
    - ◇学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携
    - ◇地域の医療機関等との連携

- ④ 保健室経営
  - ア 保健室経営計画の作成・実施・評価・改善
  - イ 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知
  - ウ 保健室の設備備品の管理
  - エ 諸帳簿等保健情報の管理
- ⑤ 保健組織活動
  - ア P T A保健委員会活動への参画と連携
  - イ 児童生徒保健委員会の指導
  - ウ 学校保健委員会、地域学校保健委員会等の企画・運営への参画
  - エ 地域社会（地域の関係機関、大学等）との連携
- ⑥ その他
  - ア 学校保健計画策定及び学校安全計画の策定への参画
  - イ 学校保健に関わる研究

\* 1 養護教諭は、次の法的な根拠に基づき兼職発令の申請により単独で授業ができるようになった。ただし、チーム・ティーチングで行う場合、兼職発令は不要である。

〈教育職員免許法附則第14項〉

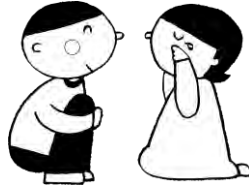
養護教諭の免許状を有する者（三年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの）の教授を担当する教諭又は講師となることができる。

\* 2 養護教諭の行う健康相談については、従来、学校医及び学校歯科医が行う健康相談と区別して健康相談活動という名称で使われてきたが、平成20年6月18日に公布された学校保健安全法の施行通知において「健康相談についても、児童生徒等の多様な健康課題に組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係職員による積極的な参画が求められるものである。」とされたことから、法律等に準拠して健康相談と表記している。

## 2 保健室経営計画

### ◆児童生徒を取り巻く現状と課題

- ・情報化・国際化・少子化
- ・高齢化・核家族化
- ・家庭での課題



- ・人間関係の希薄化・体験不足
- ・生活様式、生活環境の変化
- ・学校での課題

- ・地域社会での課題



#### 現代的健康課題

- いじめ・自死・不登校・保健室登校
- 薬物乱用・性の逸脱行動
- 生活習慣の乱れ・感染症・アレルギー性疾患
- 児童虐待

#### 現代的健康課題の背景

- 人との関わりが苦手である
- 自分の存在に価値や自信がもてない
- ストレスに対処する力の低下がみられる
- 心の健康課題と深くかかわっている



#### 様々な健康課題に対応した保健室

- 保健室来室児童生徒の増加
- 保健室来室理由の多様化
- 心の健康課題への対応

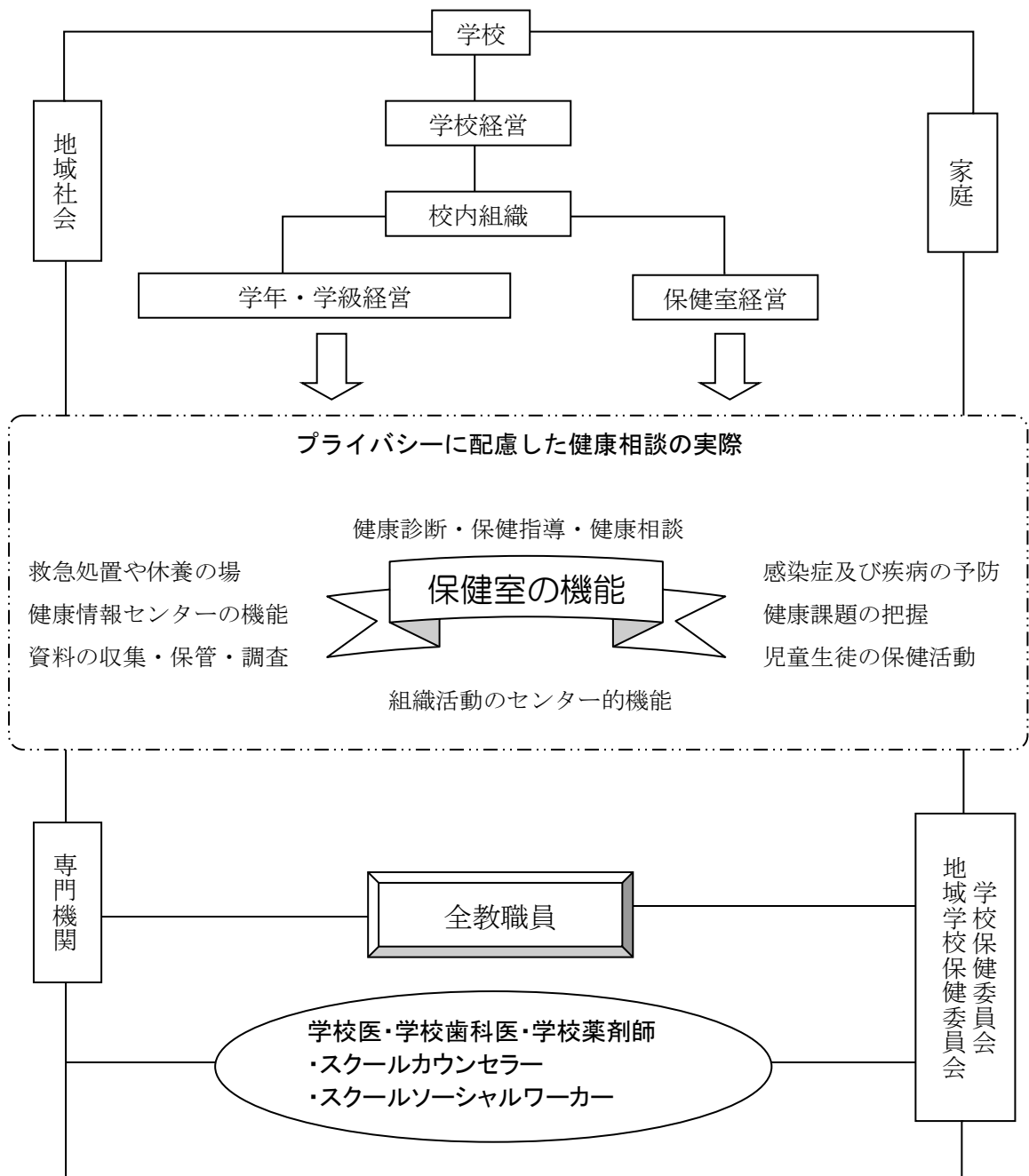
「心の居場所」としての保健室

健康相談の充実

- サインへの気付き
- 児童生徒の健康の保持増進
- 心身の健康に課題をもつ児童生徒への個別指導
- 保健室登校への対応

### ◆保健室の機能と学校内での位置付け

- 学校教育の一環として、学校経営の中に位置付けられる。
- 学校・家庭・地域社会との連携を図り、組織的に行われる必要がある。
- 保健室への期待が高まり、その機能も変化している。
- プライバシーに配慮した健康相談の場、正しい医学知識等、タイムリーに情報を収集し、活用する「健康情報センター」としての機能が期待されている。





## ◆保健室経営計画の作成にあたっての基本方針

保健室経営計画を立てることによって、学校教育目標や学校保健目標等に基づく、保健室経営を計画的、組織的に進めることができる。また、児童生徒の健康課題等を踏まえた保健室経営計画を立てることによって、保健課題を教職員や保護者等で共通理解ができ、協力を得やすくなる。さらに自己評価や他者評価を行うことにより、課題が明確になり、改善点を次年度の保健室経営に生かすことができる。このようなことから保健室経営計画を作成することの意義は大きいと考えられる。

- (1) 学校保健計画と保健室経営計画との違いを明確にする。
  - ・学校保健計画は、教職員で取り組む総合的な計画であるが、保健室経営計画は、学校保健計画を踏まえたうえで、養護教諭が取り組む計画である。
- (2) 単年度計画とする。
  - ・年度内で実施する事項についての計画及び評価計画を立てる。
- (3) 学校教育目標及び学校保健目標等と整合性を図る。

(P 1 1～「3 学校保健計画・学校安全計画」参照)
- (4) 児童生徒の健康課題の解決及び健康づくりの観点から目標及び方策を立てる。
  - ・自校の児童生徒の健康課題等において、緊急性やニーズの高いものを重点化し、目標及び方策を立てる。
  - ・前年度の評価結果や教職員等からの意見、要望、アンケート結果等を踏まえて、目標に反映させる。
  - ・方策については、何を行うかがわかる具体的な内容を記載する。
- (5) 保健室経営計画の評価は、自己評価と他者評価を入れて計画的に行う。
- (6) 保健室の利用方法等の基本的事項については、保健室経営計画とは別立てとする。
  - ・保健室利用方法等については、別にファイルを作成するなどして、教職員等に配布し、年度当初に説明や指導の機会を設けて周知を図り、共通理解を図っておく必要がある。

## ◆保健室経営計画の作成手順（例）

- (1) **学校教育目標・学校経営方針（健康、安全に関わるもの）**を確認する。
- (2) **児童生徒の健康課題**等を的確に把握する。
  - 児童生徒の健康状況に関する情報の収集と分析をする。
  - 日常の健康観察、保健室利用状況、健康診断結果、各種の調査結果等から児童生徒の健康課題等を把握する。
- (3) 学校保健目標及び**学校保健計画**の重点目標を確認する。
- (4) **保健室経営計画**の原案を作成する。（Plan）
  - 学校教育目標、学校保健計画等と保健室経営計画との関連をもたせる。
  - その年度の保健室経営目標を立て、重点化した課題等に対して養護教諭として行う対応策を考え、何を行うかがわかる具体的な実施計画を立てる。
  - 前年度の保健室経営計画の評価結果、及び、教職員・保護者・学校医等の関係者の意見も踏まえて作成する。
  - 保健室経営計画とあわせて評価計画も作成する。
  - 計画に必要な備品等の購入計画（案）を立てる。
- (5) 原案を健康教育に係る組織等に提案し、意見を求める。
- (6) 保健室経営計画（案）について職員会議に提案する。
  - 教職員に周知を図り、共通理解を図る。
- (7) 実施する。（Do）
- (8) 自己評価と他者評価を行う。（Check）
- (9) 次年度の計画に評価の結果を生かし、改善を図る。（Action）

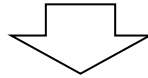
◆ 保健室経営計画（例）

〈参考：「保健室経営計画作成の手引き（平成26年度改訂）」  
公益財団法人日本学校保健会 平成27年2月〉

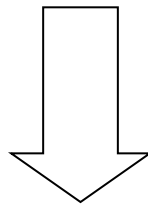
令和〇〇年度 〇〇学校 保健室経営計画

養護教諭 〇〇 〇〇

<b>学校教育目標</b>
※学校の教育目標を記載する。

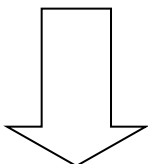


<b>学校経営方針（保健安全に関わるもののみ）</b>
※学校の経営方針の中から保健安全にかかわる部分を記載する。



**【Point】**  
\*学校がどのような児童生徒の姿を目指しているのか、学校経営・運営ビジョン等を受ける。

<b>学校保健目標</b>
※学校保健目標を記載する。（長期目標）
◇教育目標、学校経営方針を受け、児童生徒の健康課題解決に向けて達成しなければならない目標を立てる。



**【Point】**  
\*教育目標の達成に向けて学校保健の分野ではどのような力を児童生徒に身に付けさせるのかを記載する。

<b>重点目標</b>
※学校保健目標における年度の重点目標を記載する。（短期目標）
◇学校保健目標を達成するために、児童生徒の課題の解決に向けて、その年度において重点的に取り組む事項について目標を立てる。

**【Point】**  
\*その年度に優先的に取り組むものを最重点課題と考え、重点目標を一つから二つぐらいに絞る。

<b>児童生徒の主な健康課題</b>
※児童生徒の健康課題について記載する。
◇学校保健計画の重点目標との整合性を図る。

**【Point】**  
\*児童生徒の実態をとらえ、データ（数値等）を取り入れながら児童生徒の実態が具体的にわかるように記載する。  
\*推測や指導観などは入れず、事実を記載する。

<b>【到達度】</b>
4 よくできた    3 ほぼできた    2 あまりできなかった    1 まったくできなかった

保健室経営目標	保健室経営目標達成のための 具体的な方策 (※評価の観点)	自己評価		他者評価			
		到達度	向今後理由	いっ	だれから	方法	到達度
<p>*重点目標と関連を図った保健室経営の達成目標を立てて記載する。</p> <p>【作成に当たっての留意点】</p> <p>◇主な健康課題の中で、より緊急度やニーズの高い課題を優先する。</p> <p>◇今年度重点的に取り組むものを記載する。 (目標としてあげている事項だけを実施するという意味ではない。)</p>	<p>*保健室経営の目標達成のためにその年度、重点的に取り組む具体的な手立てを記載する。</p> <p>*実施後、自己評価・他者評価をする際の指標となるよう、評価の観点を記載する。</p> <p>【作成に当たっての留意点】</p> <p>◇保健室の機能を十分に考慮する。</p> <p>◇各目標に対し、養護教諭としての取組事項を記載する。</p> <p>◇「保健管理・保健教育・健康相談・保健室経営・保健組織活動」の枠組みに沿って整理するとわかりやすい。(5項目全てを書き込むという意味ではない。)</p> <p>◇保健室経営計画は、単年度の計画である。1年間に実施できる範囲で、何を行うかが分かるように具体的に記入する。</p> <p>◇養護教諭の役割や、教職員及び関係者との連携における評価の観点を明確にしておく。</p>	<p>*保健室経営の目標や方策について振り返り、今後(次年度)の課題を明らかにするために、どのような観点・指標で、誰がいつ、どのように評価するかを記載する。</p> <p>【作成に当たっての留意点】</p> <p>◇保健室経営の目標に対する達成の状況について「経過評価」及び「結果・成果評価」を行う。</p> <p>◇客観的なデータによる評価も取り入れる。</p> <p>◇自己評価だけでなく、他者評価(保体主事・教職員・児童生徒等)も取り入れる。</p>		<p>【Point】</p> <p>*到達度:「よくできた」「ほぼできた」「あまりできなかった」「まったくできなかった」の4件法で評価する。</p> <p>*いつ:評価の時期を具体的に明記する。 &lt;例&gt;「実施後」「学期末」「年度末」</p> <p>*だれから:だれが評価をするのかを明記する。 &lt;例&gt;「児童生徒」「教職員」「学級担任」「保護者」「学校保健委員会参加者」等</p> <p>*方法:どのような方法で評価をするのかの明記する。 &lt;例&gt;「ワークシート」「アンケート」「聞き取り」「評価シート」等</p>			
<p>【Point】</p> <p>*「〇〇をして～の充実を図る」の表記を用いると分かりやすい。</p> <p>*どのような手立てで取り組むのかを大枠でとらえ目標に入れ込む。</p> <p>*個人の目標ではないので「～に努める」の表現は使わない。</p>	<p>【Point】</p> <p>*前年度の評価の結果や保護者、学校医、スクールカウンセラー等関係者からの意見や助言、アンケート結果などを踏まえて、計画的に反映させる。</p>	<p>【Point】 &lt;評価の観点について&gt;</p> <p>*「目標の裏返し」が評価の観点であることを念頭に置き設定する。</p> <p>○具体的な方策を実施できたか。</p> <p>○実践の中でねらいを達成できたか。</p> <p>*評価の観点は一つから三つくらいまでとする。</p>		<p>【Point】</p> <p>*各方策の到達度を総合した評価を記入する欄を設ける。(到達度と同様に4件法)</p>			
保健室経営目標に対する総合評価				4	3	2	1

<p>&lt;総評と次年度への課題&gt;</p>	<p>【Point】</p> <p>*養護教諭が行う自己評価と、関係者による他者評価を総合し、1年間の実践の総評を文章表記し次年度の計画立案に生かす。</p>	<p>【Point】</p> <p>*各方策の到達度を総合した評価を記入する欄を設ける。(到達度と同様に4件法)</p>
---------------------------	---	--

### 3 学校保健計画・学校安全計画

#### 3-1 学校保健計画

##### ◆目的

学校保健は、児童生徒の健康を保持増進し、心身ともに健康な人間の育成を図るとい  
う教育の目的の達成に寄与し、「生きる力」の基盤となる健康な発育発達と健康生活を実  
践できる能力をつけることをめざして行われる。児童生徒の健康課題の解決に向けて、  
全校的な立場から年間を見通した保健安全に関する諸活動を統合する総合的な基本計画  
を立てる必要がある。

##### <法的根拠>

##### 学校保健安全法 第5条（学校保健計画）

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒  
等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事  
項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

##### 平成20年7月9日付20文科ス第522号「学校保健法等の一部を改正する法律の公布につい て」**第二 留意事項 第1学校保健安全法関連 二 学校保健に関する留意事項**

- 1 学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、  
毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきも  
のであること。
- 2 学校保健計画には、法律で規定された①児童生徒等及び職員の健康診断、②環境衛  
生検査、③児童生徒等に対する指導に関する事項を必ず盛り込むこととすること。
- 3 学校保健に関する取組を進めるに当たっては、学校のみならず、保護者や関係機  
関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校教育法等  
において学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされていること  
も踏まえ、学校保健計画の内容については原則として保護者等の関係者に周知を図  
ることとすること。このことは、学校安全計画についても同様であること。

## ◆学校保健計画の内容

学校保健計画に盛り込む内容は、学校の教育目標や年度の重点に即して設定されることになるが、一般的には次のような内容が考えられる。

### (1)保健管理に関する事項

- ・健康観察
- ・健康相談
- ・保健指導
- ・健康診断（保健調査）及び事後措置
- ・疾病予防
- ・環境衛生検査及び日常における環境衛生管理
- ・その他必要な事項

### (2)保健教育に関する事項

- ・体育科、保健体育科における保健に関する学習
- ・関連する教科における保健に関する学習
- ・特別活動（学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事）における保健に関する学習
- ・総合的な学習（探究）の時間における保健に関する学習
- ・日常生活における指導及び子供の実態に応じた個別指導

### (3)組織活動に関する事項

- ・学校内における組織活動
- ・学校保健に必要な校内研修
- ・家庭、地域社会との連携
- ・学校保健委員会
- ・その他必要な事項

## ◆学校保健計画作成の手順

保健体育主事は、学校保健計画を作成するにあたって、学校保健にかかわる教育活動において、教育課程の領域の特性、担当する組織等のバランスに配慮することが求められている。作成の手順としては、「情報の収集と作成方針の決定」、「目標や活動の内容の設定」、「各組織との連絡・調整」、「学校保健計画の決定」等が考えられる。特に、学校保健の実態を把握し、学校保健に関する目標や活動の内容を設定するための情報収集は、年間計画作成の第一歩である。健康情報の把握にあたっては、目的に応じて見通しを立て、計画的に行われることが大切である。

## ◆学校保健計画作成上の留意点

学校保健計画の作成にあたっては、必要な内容を位置付け、次のことに留意して作成することが大切である。

- ・学校評価を十分に生かし、児童生徒や地域の実態、学校種別、規模等に即して自校の実情にあった計画を作成する。
- ・収集した情報を活用して、学校の実態に即した適切な計画にする。
- ・学校の教育方針（教育目標や努力事項）、諸行事を考慮して、実施の重点事項を精選し、有機的な関連をもたせる。
- ・保健管理と保健教育の関連を明確にしておく。
- ・学校内関係者の一方的な計画にならないように、設置者はもちろん各関係機関との連絡・調整を図る。
- ・関係教職員の理解を深めるとともに、責任分担を明確にする。
- ・PTA、家庭や地域社会の保健活動との連携を図る。
- ・小学校及び中学校においては、学習指導要領解説総則編付録の「心身の健康の保持増進に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）」を参考にし、それぞれの教育目標や児童生徒の実態を踏まえた上で、カリキュラム・マネジメントの内容を盛り込む。

※ 学校保健計画の様式例については、「保健主事のための実務ハンドブック」（公益財団法人日本学校保健会 令和3年3月）を参照する。

## 3-2 学校安全計画

### ◆目的

児童生徒等の事件・事故・災害はあらゆる場面において発生しうることから、すべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのため、学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている学校安全計画を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として、教職員の共通理解の下で立案することが望ましい。

### <法的根拠>

#### 学校保健安全法 第27条（学校安全計画の策定等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

## ◆学校安全計画の内容例

### (1) 安全教育に関する事項

- ア 学年別・月別の関連教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項
- イ 学年別・月別の安全指導の指導事項
  - ・学級活動・ホームルーム活動における指導事項  
(生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等)
  - ・学校行事（避難訓練、交通安全教室等の安全に関する行事）における指導事項
  - ・児童会活動・生徒会活動、クラブ活動、部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
  - ・課外における指導事項
  - ・個別指導に関する事項
- ウ その他必要な事項

### (2) 安全管理に関する事項

#### ① 生活安全

- ア 施設・設備、器具・用具等の安全点検
- イ 各教科、学校行事、クラブ活動・部活動、休憩時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項
- ウ 生活安全に関する意識や行動、事件・事故の発生状況等の調査
- エ 校内及び地域における誘拐や傷害等の犯罪防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項
- オ その他必要な事項

#### ② 交通安全

- ア 自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関するきまりの設定
- イ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査
- ウ その他必要な事項

#### ③ 災害安全

- ア 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- イ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ウ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- エ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- オ その他必要な事項

※ 災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害等も取り上げること。「危機管理マニュアル」の整備に関する事項については、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて取り上げること。



#### ④ 通学の安全

ア 通学路の設定と安全点検

イ 通学に関する安全のきまり、約束等の設定

※ 交通安全の観点や誘拐や傷害等の犯罪被害防止という生活安全の観点、災害発生時の災害安全の観点を考慮すること。

#### (3) 安全に関する組織活動

ア 家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催

イ 安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等に関する校内研修事項

ウ 保護者対象の安全に関する啓発事項

エ 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全等に関する具体的な活動

オ その他必要な事項

### ◆ 学校安全計画の策定と見直し

学校安全の取組の実施に当たっては、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を全教職員で役割分担しながら総合的に進めることが求められている。そのためには、作成の過程から、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、生活安全・交通安全・災害安全に関する取組のねらい・内容等について共通理解が図られるように配慮するとともに、教職員の役割分担を明確にしつつ体制を整え、計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

また、児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、内容や手段、学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたかなど定期的に取り組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。具体的には、計画（P l a n）— 実施（D o）— 評価（C h e c k）— 改善（A c t i o n）のサイクルの中で、定期的に取り組の内容や取組を評価し見直しを行い、効果的な学校安全活動を充実させていくことが必要である。

さらに、保護者や関係機関・関係団体等連携協力を図っていくことが重要であることから、学校安全計画の内容について、保護者等の関係者に周知することが望ましい。

※ 学校安全計画の様式例については、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省 平成31年3月）を参照する。

## 4 健康診断

健康診断は、学校教育の円滑な実施とその成果を図るため健康管理的な性格はもとより学校教育の領域として健康安全的行事として位置付けられている。

### 学校教育法 第12条

学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。（下線は学校保健安全法である）

### 学校保健安全法 第13条第1項

学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

### 学校保健安全法 第14条

学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

### ◆ 健康診断の意義

学校における健康診断は、単なる検査に止めることなく、その結果に基づいて課題の見出された者については、治療の勧告、学校生活についての指導なども行う。

また、健康相談などを活用し、個別の保健指導を行うとともに、広く学校保健活動の一環として捉え、健康教育へと展開させていくことが大切である。

健康診断の趣旨からして、今後健康診断を行うにあたっては以下のような内容を踏まえたものである必要がある。

- (1) 教育の場で行われる健康診断は、単に疾病の発見だけでなく、健康の保持増進を目的とした健康状態の把握であり、疑いのあるものを含めて選り出すスクリーニングである。本人や家族に与える心理的な影響も十分考慮しつつ、早期に発見し処置することが生涯の健康にとって有益なものであれば、出現頻度は低くても積極的に取り上げることも必要である。
- (2) 健康診断は、心身の発達途上にある児童生徒等の定められた時点における横断的な健康状態の把握にとどまってしまうため、年間を通じての日常の健康観察および健康診断前の保健調査が重要である。
- (3) 健康診断は、検査によって健康上の課題を発見するだけでなく見出された健康上の課題について、プライバシーに配慮しつつ、管理・指導へと展開していくことが必要である。つまり、健康診断や健康相談等はすべて保健管理、教育活動というシステムの一部として捉えることが必要である。
- (4) 健康診断は、その結果を児童生徒等一人ひとりの指導へ結びつけることが大切である。また、その結果に基づいて各校、地域、さらに国としての健康状態や健康上の課題を把握し、その結果に基づき効果的な学校保健の推進を図るという実態調査としての意義も持っている。そのためにはそれぞれの検査項目についての基準化された方法が示されていることが必要である。
- (5) 健康診断は、検査等を実施する方法や役割分担を工夫し、児童生徒等のプライバシーの保護に十分な配慮を行わなければならない。また、結果の処理や活用の際に、個人が特定される情報が外部に漏れたりすることのないよう、健康診断票等の個人情報の管理に十分配慮する必要がある。

◆ 健康診断の検査項目と実施学年

項目	検診・検査方法		幼稚園	小学校						中学校			高等学校			大学			
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年				
保健調査	アンケート		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	
身長			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
体重			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
栄養状態			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
脊柱、胸郭 四肢骨・関節			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
視力	裸眼の者	裸眼視力	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
	眼鏡等を使用 している者	矯正視力	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
		裸眼視力	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
聴力	オーディオメータ		◎	◎	◎	◎	△	◎	△	◎	△	◎	◎	△	◎	△	◎	△	
眼の疾病及び異常			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
耳鼻咽喉頭疾患			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
皮膚疾患			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
歯及び口腔の 疾患及び異常			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
結核	問診、学校医による診察			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	エックス線撮影															◎		◎ 1学年 (入学時)	
	エックス線撮影 ツベルクリン反応検査 喀痰検査等				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	エックス線撮影 喀痰検査・聴診・打診															○		○	
心臓の疾患 及び異常	臨床医学検査 その他の検査		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	心電図検査		△	◎	△	△	△	△	△	◎	△	△	◎	△	△	△	△	△	
尿	試験紙法	蛋白等	◎															△	
		糖	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
その他の疾病 及び異常	臨床医学的検査 その他の検査		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

(注) ◎ ほぼ全員に実施されるもの  
○ 必要時または必要者に実施されるもの  
△ 実施項目から除くことができるもの

## ◆定期健康診断の実施計画と実際

学校保健安全法施行規則第5条に健康診断の時期、第7条に方法及び技術的基準、第8条に健康診断票について規定されている。

段階	主な内容	留意事項
実 施 計 画 画	情報収集	○前年度の反省や改善事項等について調査する ①実施日時（曜日）、所要時間、会場 ②検診・検査の方法 ③担当者の配置状況・記録方法 ④その他
	実施計画の検討	○学校保健計画に基づいて企画立案する ①前年度の反省や改善事項の確認 ②学校行事としてのねらいを確認 ③関係法令や自治体における諸検診実施事項等について改正や変更がないか確認 ④予算配分計画の作成 ・必要な器械・器具の消毒や購入等の予算の確認 ・その他必要な費用等の予算の確認 ⑤事前指導の内容の検討 ・健康診断の目的や意義 ・保健情報の提供 ・その他 ⑥規則以外の検査項目の実施については、健康診断の趣旨や目的に則しているか検討
	原案の作成	○養護教諭、保健体育主事等を中心に保健委員会等で作成する ①健康診断の項目及び受診対象者の確認 ②健康診断の実施日程計画 検診・検査等の実施の順番に留意する a 検査的事項 （a）校内で行う検査 （b）検診機関による検査 b 診察的事項 学校医・学校歯科医による診察 総合的な健康状態の評価 * 日程計画時に必要な連絡調整 ・学校医・学校歯科医等、検診機関 ・各学年・学級担任等 ・他の行事等の調整 ③学年・学級別の検診、検査項目等の具体的な実施計画の立案 月日、曜日、時刻（開始・終了）、所要時間（1人あたり・学級・学年・全校） ④検診・検査会場の選定 a 採光、換気、室温、騒音、適切な広さ等 b プライバシーが守られること c 移動に便利なこと
	原案の修正、調整	
	原案の検討	

<p>実 施 計 画</p>	<p>定期健康診断 実施計画の決定</p> <p>定期健康診断 計画の周知・徹底</p>	<p>d 会場が分かりやすく、受診者の流れが円滑なこと (会場案内図の利用等)</p> <p>⑤検診・検査の担当者や補助員の確認 a 必要な人数の確認 b 担当者や補助員の役割の決定 c 教職員の係分担 (児童生徒を係として参加させるときは、プライバシー に関わる内容の係活動はさせないよう配慮すること)</p> <p>⑥諸事情で検診・検査が受けられない児童生徒等への対応 を確認 (障がい等により集団受診が困難な場合等)</p>
<p>事 前 準 備</p>	<p>事前準備</p>	<p>○各検診・検査に適した教室又は会場の責任者に依頼し会 場を確保し、会場を設営</p> <p>○正しく安全に実施できるよう検査・検診用器具、薬品等 の準備や滅菌消毒等のチェック</p> <p>○健康診断票 (一般・歯口腔) ・保健調査票の準備</p> <p>○教師用・児童生徒等指導用印刷物、個票、学級別記録用 紙等の準備</p> <p>○「保護者向け健康診断のお知らせ」等での保護者への連 絡・指導</p>

<p>健 康 状 態 の 把 握</p>	<p>健康調査の実施</p> <p>日常の健康観察の分析</p>	<p>○保健調査票の作成にあたってのポイント ①内容・項目は精選し、必要最低限とし、十分活用できる ものとする ②画一的なものでなく、地域や学校の状態に応じたもの とする ③発育・発達状況や健康状態及びライフスタイルに関する 特徴や生活背景を捉えることができるものとする ④学校医等の指導助言を得て作成すること</p> <p>○保健調査を実施するにあたってのポイント ①毎年実施し、健康状態を総合的に評価する補助資料とす ること ②個人のプライバシーに十分配慮し、身上調査にならない ようにすること</p> <p>○健康観察は大きく分けて、学校における生活の場で学校の 教職員が行うものと家庭生活の場で保護者が行うもの があり、家庭における観察は保健調査票として行う *健康観察の参考資料 (例) 学級健康観察簿、出席簿、保健室利用簿、月例体重測定 等身体計測記録簿</p>
--	----------------------------------	---

事前指導	<div data-bbox="316 174 587 273" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">児童生徒に対する 事前指導</div>          <div data-bbox="316 600 587 698" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">保護者に対する 事前指導</div>	<p>○健康診断は教育的な側面があることを考慮し、健康教育の一環としてその意義や目的、保健情報等も含めた事前指導を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①健康診断の意義、目的、実施計画（要項等）</li> <li>②検診・検査項目と実施対象者の確認</li> <li>③健康診断の受け方（順番、会場への出入、服装、受ける時の態度等）</li> <li>④係の児童生徒等への指導</li> <li>⑤保健情報</li> <li>⑥未受診者への指導</li> </ol> <p>○健康診断の趣旨、実施計画（要項等）について理解と協力を得る。また検診・検査項目と受診対象者の確認や受診できなかった場合の対応・措置についても連絡しておく</p>
検査・検診日	<div data-bbox="316 772 587 846" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">打合せ</div>  <div data-bbox="316 896 587 994" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">器械・器具（消毒） 準備、会場確認</div>  <div data-bbox="316 1052 587 1126" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">測定・検査・検診</div>  <div data-bbox="316 1184 587 1258" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">総合判定</div>	<p>○担当者（職員全体・各係・学校医・学校歯科医等）で打合せを行い、次の点について確認する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①仕事内容（検査・記録・補助・児童生徒掌握・連絡等）</li> <li>②検査や検診の時間帯</li> <li>③学校医・検査機関等の来校時刻</li> <li>④検査・検診の判定基準</li> <li>⑤欠席者</li> </ol> <p>○実施状況の把握を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①適切な方法で測定・検査・検診が実施されているか</li> <li>②時間・会場・流れ等の状況</li> </ol> <p>○学校医等による検査・検診の結果についての指導、助言に協力すること</p>
事後の活動	<div data-bbox="316 1332 587 1431" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">器械・器具並びに 会場の片付け</div>  <div data-bbox="316 1458 587 1532" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">結果通知</div>  <div data-bbox="316 1581 587 1655" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">未受診者の措置</div>  <div data-bbox="316 1691 587 1765" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">児童生徒等への指導</div>  <div data-bbox="316 1800 587 1874" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">健康相談等</div>  <div data-bbox="316 1955 587 2029" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">統計処理</div>	<p>○測定・検査・検診に使用した器械・器具や使用した会場の片づけを行う</p> <p>○学校保健安全法施行規則第9条に基づき21日以内にその結果を児童生徒等に通知する</p> <p>○欠席等による未受診者について、追加検査を実施するなど早期に対処し、総合的に健康状態が把握できるよう配慮する</p> <p>○個別指導・グループ指導・全体指導・学級活動における指導等を行う</p> <p>○必要に応じ学校医による健康相談や養護教諭その他の教職員が相互に連携して行う健康相談を行い、適切な学校生活を送れるよう指導・援助を行う</p> <p>○記録整理・集計を行い、統計的検討を行う健康実態の把握を行う</p>

事後の活動	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">健康実態の報告と検討</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">教育計画の修正</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">公簿等の整理</div>	<p>○校内職員保健部会・学校保健委員会等へ報告し、健康上の課題について話し合う</p> <p>○必要に応じ校内企画（運営）委員会・職員会議等へ教育計画の修正を提案する</p> <p>○健康診断票等の整理を行う</p> <p>○管理区分票（個別）、要管理者一覧表等の整理を行う</p>
評価	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">健康診断実施に関する評価</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">児童生徒等の健康への関心や意欲に関する評価</div>	<p>○実施段階別・観点別に評価を行う</p> <p>①計画・準備：教職員の共通理解、連絡調整、全体の日程、器械・器具等</p> <p>②事前指導：指導の機会と方法、内容</p> <p>③検査・検診：日程、実施手順、会場、役割分担、結果の記録方法</p> <p>④事後の活動：結果通知、医学的事後措置、個別指導、健康相談等</p> <p>⑤その他</p> <p>○次の項目について短期・長期の評価を行う</p> <p>①自己の発育発達に関心が持てたか</p> <p>②自己の健康状態の把握ができたか</p> <p>③健康生活への意欲が高まったか</p> <p>④健康診断の必要性を理解した上で、適切に健康診断が受けられたか</p>

↓                      ↓                      ↓

次年度の計画・立案

**学校保健安全法施行規則 第9条(健康診断の事後措置について)**

学校においては、法第13条第1項の健康診断を行ったときは、21日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあっては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六号に規定する保護者をいう。）に、学生にあっては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第14条の措置をとらなければならない。

- 1 疾病の予防処置を行うこと。
- 2 必要な医療を受けるよう指示すること。
- 3 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
- 4 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。
- 5 特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。
- 6 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。
- 7 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。
- 8 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。
- 9 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。

〈参考:「児童生徒等の健康診断マニュアル」公益財団法人日本学校保健会 平成27年8月〉

## 5 救急処置

### ◆学校における救急処置

学校では、児童生徒の思いがけない傷病に遭遇することがある。学校において発生する傷病・災害に対し、学校で行える救急処置の範囲を知り、児童生徒の生命の安全のための適切な手当を行うとともに、学習環境に戻すための適切な手当を講じなければならない。そして、事故発生のメカニズムをさぐり、事故発生の未然の防止に万全を期すことが重要である。

学校での救急処置を行う際には、次の点に配慮して実施する必要がある。

#### 学校で行う救急処置の範囲

児童生徒の生命を守り、傷病が悪化しないようにする。

- ①医師、医療機関に引き渡すまでの処置をする。

学校教育の中で行う救急処置は、医療の専門外の者があたるので、その領域を超えたり医療の妨げになったりしてはならない。

- ②医療の対象にならない程度の傷病についての処置をする。

ベッドの利用は短時間の休養、または観察に限られる。

- ③学校での処置内容は必ず保護者に連絡する。

- ④校長及び学級担任への報告をする。

傷病や処置の程度により、処置の内容及び傷病の状況を校長及び学級担任等に報告し、必要に応じて継続観察を依頼する。

※ 平成17年8月25日付 17国文科ス第30号の通知「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」を参考にすること。

#### 教育的意義

救急処置を教材として活用し、児童生徒が自他の生命と健康を守ることのできる能力を育成する。

- ①事故の傷病災害への対処能力を習得させる。
- ②応急手当の実習をとおして、基礎的技術を身につけさせる。
- ③再発防止についての知識や能力を習得させる。
- ④保健教育等の応急手当の教材として活用する。

#### 保健安全対策

学校管理下における事故の再発防止を講じる。

- ①事故事例を分析・検討し、全教職員の共通理解のもとに防止対策を講ずる。
- ②統計処理を行い、指導用資料として活用する。



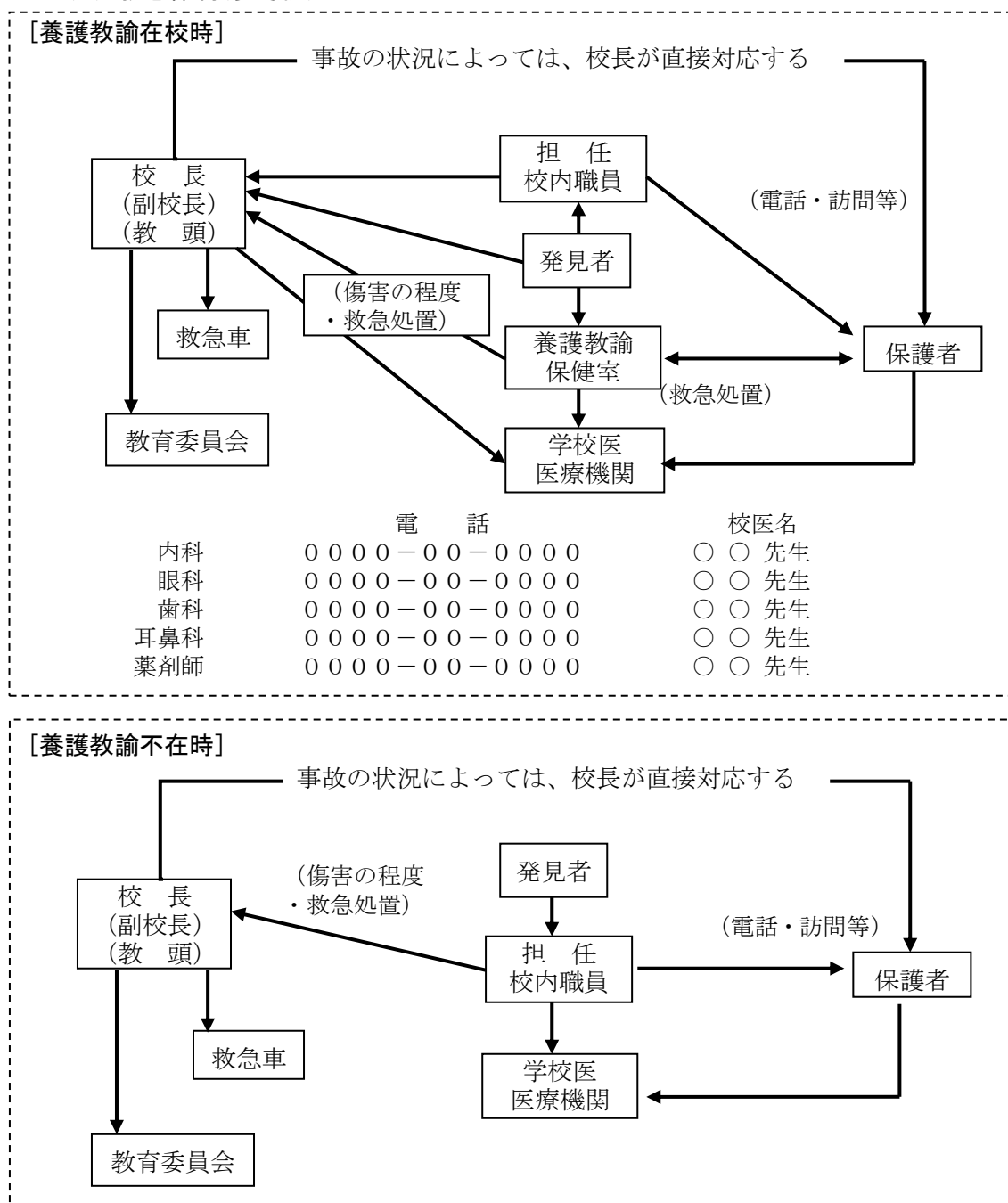
## ◆学校における救急体制

事故は教育活動のあらゆる場面で発生する可能性がある。事故の状況により緊急度が高くなるほど一人の力で救急処置を行うことは困難となる。日頃から全職員の協力体制を確立し、関係諸機関や保護者等の協力により効果的な活動ができるよう整備することが望ましい。

### 救急体制を組織化するためには、次の3点を考慮する。

- 事故発生時の緊急連絡網、地域社会の医療機関名、所在地、電話番号を調べておく。
- 養護教諭の不在時においても、適切な応急処置が行える体制を整える。
- 教職員の役割分担を明確にすると同時に、相互に連携が取れるように工夫する。

#### (1) 救急体制(参考例)



## (2) 役割分担

### 主として養護教諭が対応すること

- ①児童生徒の状態の観察（本人または周囲の者から事情を聞く、呼吸、脈拍、傷害の程度、移動の適否等）
- ②救急処置の判断と実施
- ③校長、担任への連絡（事故発生からの観察、救急処置、受診治療方針、予後等の報告）
- ④記録の整理
- ⑤全教職員に事故発生状況、処置についての報告と研修

### 主として校長、副校長、教頭が対応すること

- ①必要に応じ校医（医療機関）に連絡し指示をあおぐこと
- ②移送方法の判断と指示
- ③教職員への指示、連絡、指導（救急車の依頼、児童生徒の指導等）
- ④総合的な対策、対応の判断と処理（教育委員会への連絡、警察への連絡）
- ⑤報道関係、地域住民、保護者への対応
- ⑥記録の整理
- ⑦事故報告書、その他の書類の作成

### 主として担任・校内職員が対応すること

- ①事故発生の原因、周囲の状況調査
- ②保護者への連絡
- ③救急車等医療機関への移送の手配
- ④事故発生後の他の児童生徒の管理、指導
- ⑤必要に応じ医療機関への付き添い
- ⑥必要に応じ家庭訪問
- ⑦事後処理、事後報告書、災害報告書の作成

- ・できるだけ速やかに
- ・親の気持ちになって
- ・言葉を選んで事実を正しく
- ・かかりつけの病院、医師の有無を聞く
- ・保険証持参の依頼

#### 注意事項

- ・患者を移送する場合、原則として救急車

### 気をつけたい保護者への言葉

- ・たいしたことはありませんが・・・

保護者にとってはどんな事故でも重大であり心配で不安なもの。

励ましのつもりでも、受けた方は軽くみられたという気持ちになってしまう。

- ・よかった、よかった（思ったより軽かったという意味で）

思いがけない事故は、家族にとって心痛めるできごと。

どのような意味であれ「よかった」という言葉は避けるべきである。



## ◆救急処置の実際

### (1) 救急処置計画

学校では教育活動のあらゆる場面で事故がおこる可能性がある。突発的な大事故が発生することも考慮して救急処置計画を作成し、対策を講ずることが重要である。

保健・安全指導	・教職員への保健・安全指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急処置の知識・技術、対応、役割分担、予防対策の研修、実施計画の立案、研修内容の決定、講師の決定をする。</li> <li>・生活安全、健康観察の方法、結果の活用等について助言する。</li> <li>・事故の事例を分析検討し、防止対策を行うとともに、指導用資料とする。</li> <li>・保健室の薬品、衛生材料、器械器具の使用方法を研修する。</li> </ul>
	・児童生徒への保健・安全指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病の種類と応急手当を学級指導等で計画的に行う。</li> <li>・簡単な処置の仕方と注意事項を保健室に表示する。</li> <li>・保健委員会活動をとおして救急法の講習を行う。</li> <li>・事故の事例を報告し、事故防止の行動化を図る。</li> <li>・各教科における保健・安全指導を行う。</li> </ul>
	・保護者への保健・安全指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健日より、保護者会等で健康・安全についての啓発を行う。</li> </ul>
資材の整備	・救急処置の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健室利用状況の年間、月間、週間等の統計より事故内容を分析し、傾向を把握する。</li> <li>・救急薬品、衛生材料を計画的に購入する。</li> <li>・いつでもすぐ使用可能としておく。(日常、定期の点検実施)</li> <li>・担架、毛布等用具の配置位置の確認、点検をする。</li> </ul>
救急体制	・養護教諭の在校時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健室前に養護教諭の所在を明確に表示しておく。</li> <li>・学校事故時の役割(救護)を明示しておく。</li> </ul>
	・養護教諭の不在時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内職員保健部会で決定し全職員に知らせる。(保健室の利用、薬品の使用方法、手当の仕方、役割分担、記録の方法、医療機関との連絡等)</li> <li>・学校を離れる時には、全教職員に不在であることが分かるようにしておく。</li> </ul>
連絡法の明示	・医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療機関に救急の際の受診を依頼しておく。</li> <li>・医療機関を明示する。(電話番号、所在地、目印等)</li> <li>・事故発生時の輸送方法、交通費の支払い方法を決定し、全教職員に明示する。</li> </ul>
	・学級担任 ・教科担任 ・部活動担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の所在が明確になっていること。(連絡票での連絡、本人の報告、児童生徒保健委員からの伝達等)</li> <li>・保健室利用の方法を年度当初に教職員で検討しておく。(休養する場合、短時間にとどめることや利用のルール等)</li> </ul>
	・家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時保護者と確実に連絡がとれるよう情報を準備しておく。(連絡カード、保健調査票、その他)</li> </ul>
記録	・救急処置の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校内で発生した疾病・異常・傷害記録簿の作成と記入をする。</li> <li>・学校管理下の事故発生記録簿の作成と記録をする。</li> <li>・月別、年度別の統計処理と指導資料を作成する。</li> <li>・日本スポーツ振興センターに関わる事務処理をする。</li> </ul>

## (2) 救急処置の流れ

学校で行う救急処置の範囲としては、緊急を要する医療機関へ送るまでの救急処置と医療を必要としない一般的な救急処置機関へ送るまでの処置の二つに分類できる。

### ①緊急を要する救急処置の流れ

突発的な事故、災害の発生により一刻を争って医療機関の手にわたすまでの処置と手順を決める。(参考例として以下に示す)

観 察	○緊急事態とされる状態 (例) ・呼吸停止 ・呼吸困難 ・ショック状態 ・大出血 ・骨折 ・重症の熱傷 ・意識障がい ・吐血、下血 ・けいれん
処置・判断	○R I C E療法、止血、心肺蘇生、保温等の処置 (養護教諭、当面した教職員がただちに行う) (Rest 安静、Ice 冷却、Compression 圧迫、Elevation 拳上)
連絡・通報	○協力者を求める (児童生徒に教職員への連絡依頼) 救急車の手配、医療機関への連絡、救急用資材の運搬、人員確保 ※その他の児童生徒への対処と管理者を決定する 保護者への連絡
移 送	○救急車に乗る教員 (担任または他教員、養護教諭)
医 療 機 関	○保護者とともに傷病の状態、予後等医師より説明を受ける
記録・整理	○事故発生から救急車到着まで、時間を追って記録する

### 救急車要請のめやすとなる症状 (例)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・呼吸停止、呼吸困難のもの ・胸痛のあるもの ・多量の出血を伴うもの</li><li>・ショック症状の持続するもの ・重症の熱傷を受けたもの ・激痛の持続するもの</li><li>・手足の一部または全部に麻痺があるもの ・意識喪失の持続するもの</li><li>・骨の変形を起こしたもの ・けいれんの持続するもの ・大きな開放創をもつもの</li></ul> (注) 上記以外の場合でも判断に迷うときは、救急車を要請する。 |
|---|

### 救急車要請の指針

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 一刻を争う場合は救急車を要請する。119番に電話する。</li><li>② 119番報告内容 ・学校名、住所、電話番号、近くの目印となる目標物を伝える。<br/>・傷病者の人数、年齢、状態をはっきり告げる。</li><li>③ 救急車到着までの応急手当ての指示を受けて実施する。</li><li>④ 救急車が到着したら、傷病の経過、程度、施した応急手当て等要領よく報告する。</li></ol> |
|---|

## ②医療を必要としない一般的な救急処置の流れ

学校生活の中で多く発生する傷害、疾病異常についての処置と手順を決める。

観 察	○問診・視診・検査による観察 ・背景を心理的なことと決めつけず、十分な聞き取りが大切である。
処置の方法決定	○保健室でしばらく休養させ様子を見る場合 ○帰宅させて休ませる場合 ○外傷の応急処置方法について判断
救急処置の実施	○ベッドの利用 ○外傷部分の消毒と保護、湿布、固定等
記録の整理	○救急処置の内容記録（けがの記録、病気の記録）
関係者への連絡	○担任、教科担任へ処置と経過を連絡し、以後の経過観察を依頼 ○必要に応じ家庭に連絡
統 計 処 理	○統計処理を行い、原因分析と安全対策に活用

※医療処置を要さない場合でも、顔・頭・目・口腔などで跡に残りそうなもの、第三者が関係している場合は必ず状況を把握、確認し、保護者に連絡する。

## (3) 養護教諭の行う救急処置

養護教諭の行う救急処置の進め方の基本は、主訴聴取→観察→判断→処置→後処置である。

	主訴聴取	観察	判断	処置	後処置
処 置 経 過	○予診—どうしたの ○問診 いつ どこで どこが どんなふう どうして ○視診・検査	○問題の対応に関する判断 ・教室に帰す ・保健室で経過観察をする ・帰宅させる ○問題の本質に関する判断 ・問題の要因、背景を分析する ○救急処置の実施			○記録 ○報告
指 導 経 過	① 所見の伝達と解説 ④ 処置内容の解説 ⑥ 予後の伝達	② 原因の洞察 ⑤ 再発時を想定した処置方法の指導 ⑦ 再発防止の指導	③ 今後の行動の指示		

関連資料：「【鳥取県】学校における食物アレルギー対応基本方針（改訂版）」（鳥取県教育委員会 令和3年2月）

「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省 平成27年3月）

## 6 健康相談

### ◆健康相談とは

学校保健安全法第8条（健康相談）に、「学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し健康相談を行うものとする。」とあり、これに基づくものである。

### ◆健康相談の目的と重要性

学校における健康相談の目的は、児童生徒の心身の健康に関する課題について、児童生徒や保護者に対して、関係者が連携し相談等をとおして問題の解決を図り、学校生活によりよく適応していけるように支援していくことである。

健康相談は、児童生徒の発達に即して心身の健康課題を解決する過程において、自分自身で解決しようとする人間的な成長につながることから、健康の保持増進だけでなく教育的な意義も大きく、学校教育において重要な役割を担っている。

### ◆健康相談における養護教諭の役割

養護教諭の行う健康相談は、児童生徒の健康に関して専門的な観点から行われる。児童生徒の心身の健康問題の変化に伴い、従来（1960年代から）から養護教諭の重要な役割となっていたが、平成9年の保健体育審議会答申においては、広く周知され、中央教育審議会答申（※1）においても、その重要性が述べられている。学校保健安全法に養護教諭を中心として学級担任等が相互に連携して行う健康相談が明確に規定されるなど、個々の心身の健康問題の解決に向けて養護教諭の役割がますます大きくなっている。

養護教諭の職務の5項目に、健康相談が特出されていることは、単に個々の児童生徒の健康管理に留まらず、自己解決能力を育む等、児童生徒の健全な発育発達に大きく寄与しており、養護教諭の職務の中でも大きな位置を占めているとともに期待されている役割でもあるからである。

また、養護教諭は、職務の特質（※2）から児童生徒の心身の健康問題を発見しやすい立場にあることから、いじめや児童虐待等の早期発見、早期対応に果たす役割や、健康相談や保健指導の必要性の判断、受診の必要性の判断、医療機関などの地域の関係機関等との連携におけるコーディネーターの役割等が求められている。

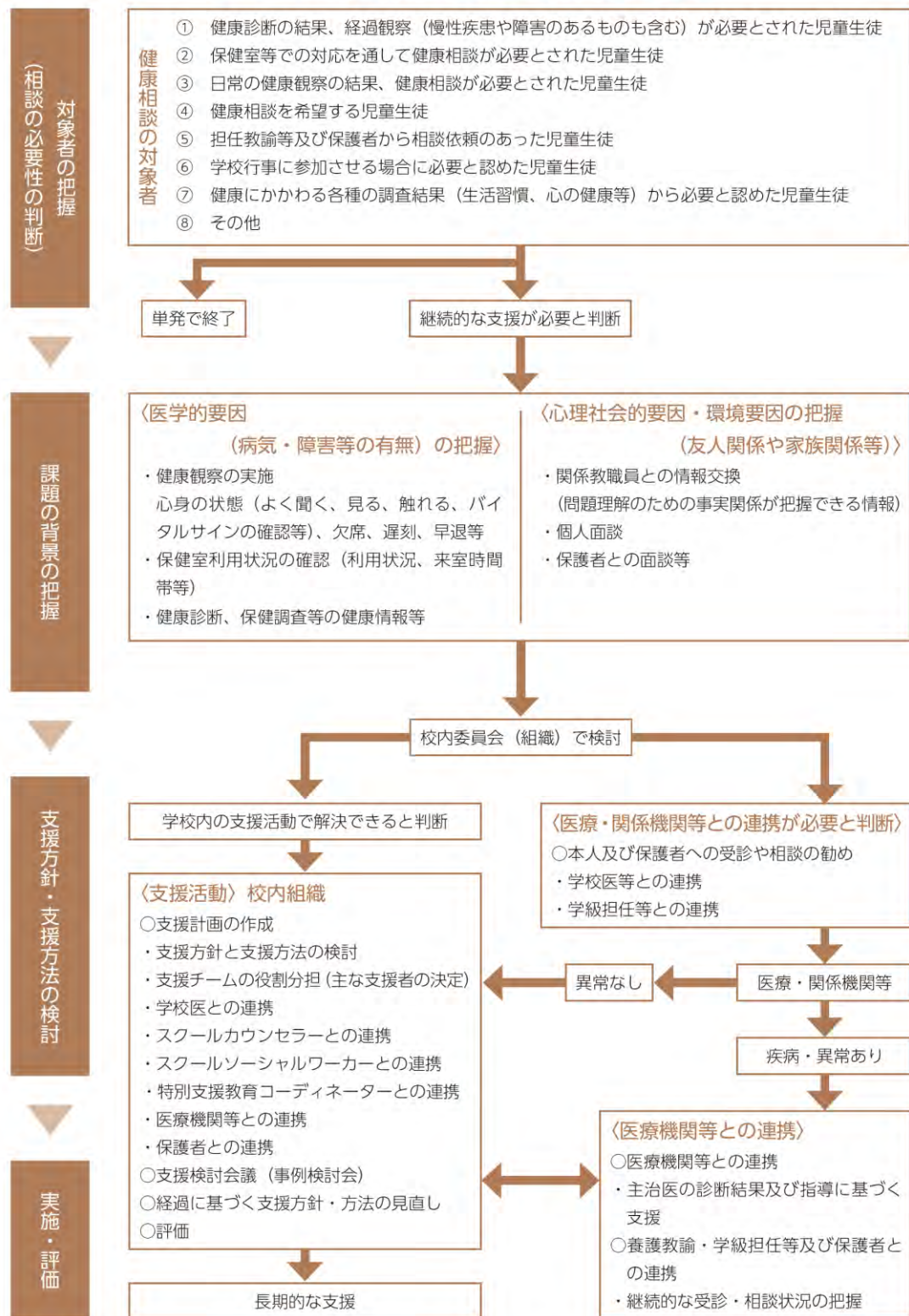
（※1）中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」平成20年1月17日

（※2）養護教諭の職務の特質として挙げられる主な事項

- ア 全校の子どもを対象としており、入学時から経年的に児童生徒の成長・発見を見ることができ。
- イ 活動の中心となる保健室は、誰でもいつでも利用でき安心して話ができる場所である。
- ウ 子どもは、心の問題を言葉に表すのが難しく、身体症状として現れやすいので、問題を早期に発見しやすい。
- エ 保健室頻回来室者、不登校傾向者、非行や性に関する問題等、様々な問題を抱えている児童生徒と保健室でかかわる機会が多い。
- オ 職務の多くは学級担任をはじめとする教職員、学校医等、保護者等との連携のもとに遂行される。

## ◆健康相談の基本的なプロセス

図 学校における健康相談の基本的なプロセス



新養護概説〈第12版〉 少年写真新聞社2022 一部改変

〈引用：「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」（公益財団法人 日本学校保健会 令和4年3月）

：「学校保健の課題とその対応－養護教諭の職務等に関する調査結果から－令和2年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会 令和3年3月）

## ◆健康相談のポイント

### 初期対応

- 子どもたちの話に率直に耳を傾ける
- 身体のケアを十分に

### 訴えの具体的対応

- 受容・観察・判断
- 養護教諭として、器質的疾患を見逃してはならないということを念頭に観察する

### 心因性のものか見分ける

- いつから・どこが・どんなふう
- 緊張を取り除き、精神的安定を図る

### 学級担任との関わり方

- 支援のための情報提供
- 児童生徒の心身の状況の情報提供
- 児童生徒の教室での様子の情報収集

### 養護教諭はコーディネーター

- 支援計画・方法・支援体制・連携
- 養護教諭は連携の中心的な役割を担う

### 保健室登校の対応

- 受容的観察
- 教育活動・共通理解
- 抱え込まない
- 受容と教室復帰にあたっては、子どもの状態をよく見きわめる

記録を大切に  
しましょう。

養護教諭は子どもにとって・・・  
いつでも会えて、  
いつでも離れることができる  
子どもの意志で選択することができる  
そんな存在がいいのかな・・・



### 関連資料：

「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引—令和3年度改訂—」

(公益財団法人 日本学校保健会 令和4年3月)

「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック『あしたも、笑顔で』」

(鳥取県教育委員会 令和2年8月)

「子どもの心のケアのために—災害や事件・事故発生時を中心に—」

(文部科学省 平成22年7月)

「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」(文部科学省 平成21年3月)



【気づきのポイント(いじめ)】

**保存版** いじめのサイン  
発見シート

監修 森田洋司氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会委員

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。

### 朝 (登校前)

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- 朝起きてこない。布団がなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

### 夕 (下校後)

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達遊びに来ない、遊びに行かない。

お子さまのようすはいかがですか？

### 夜間 (就寝後)

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

### 夜 (就寝前)

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

■「いじめ」をしていますか？

いじめの側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない、人のことをぼかにする。
- 買ったおぼえない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

**クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。**

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

**休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。**

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

**「あれ？」**  
**もしかしてと**  
**思ったら...**

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真実に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。  
「無視しなさい」「大したことはない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

**相談窓口 24時間子供SOSダイヤル** なやみいおう

24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。 **0120-0-78310**

☆平成28年4月より、通話料が無料になりました。

「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」(文部科学省 平成29年3月)より抜粋

## ◆健康相談の進め方

(1) 学校教育の場で行う教育活動であるので、学校での様々な環境を念頭に置いて進める必要がある。

- ・児童生徒の一日の学校生活全体を視野に入れた活動を推進する。
- ・生活指導、教育相談におけるカウンセリングの意義や内容を理解し、ともに進める。

### 児童生徒の一日の生活をみつめる

- ・登校中・・・仲間はずれになっていないか
- ・始業前・・・保健室に来室したときの様子かどうか  
けがの様に異常はないか  
胃痛、腹痛等の訴えに異常はないか
- ・朝の健康観察・・・いつも（昨日）の様子と変わらないか  
観察の視点（声の様子、顔色、目の輝き、昨日と今日の違い、友だちへの気遣い等）
- ・授業中・・・保健室に来室したときの様子かどうか
  - ・「ただなんとなく」「漠然とした理由」等での来室が多くなった
  - ・誰もいなくなった保健室に、そっと顔を出す
  - ・特定の教科の時間に来室する
  - ・いつも同じ症状を訴える
- ・昼の時間帯・・・食欲はどうか  
会話は弾んでいるか
- ・清掃中・・・一人でさせられていないか  
ほうき等による暴力を受けていないか
- ・帰りの会・・・明日につながるように、楽しい気分で下校できるようになっているか
- ・放課後・・・部活動中のいじめや暴力はないか  
無視している、またされている様子はないか
- ・下校中・・・下校中のトラブルはないか

(2) 心の健康の保持増進の視点から、心の健康に関する教育とともに推進する教科における指導が必要である。

◎体育科、保健体育科の保健教育における指導

○小学校学習指導要領（平成29年3月）第9節体育第2各学年の目標及び内容〔第5学年及び第6学年〕2内容G保健より

(1) 心の健康について、課題を見付け、その解決を目指した活動をとおして、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 心の発達及び不安や悩みへの対処について理解するとともに、簡単な対処をすること。

(ア) 心は、いろいろな生活経験をとおして、年齢に伴って発達すること。

(イ) 心と体には、密接な関係があること。

(ウ) 不安や悩みへの対処には、大人や友達に相談する、仲間と遊ぶ、運動するなどいろいろな方法があること。

イ 心の健康について、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。

○中学校学習指導要領（平成29年3月）第7節保健体育第2各学年の目標及び内容〔保健分野〕2内容より

(2) 心身の機能の発達と心の健康について、課題を発見し、その解決を目指した活動をとおして、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに、ストレスへの対処をすること。

(ア) 身体には、多くの器官が発育し、それに伴い、様々な機能が発達する時期があること。また、発育・発達の時期やその程度には、個人差があること。

(イ) 思春期には、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること。また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること。

(ウ) 知的機能、情意機能、社会性などの精神機能は、生活経験などの影響を受けて発達すること。また、思春期においては、自己の認識が深まり、自己形成がなされること。

(エ) 精神と身体は、相互に影響を与え、関わっていること。欲求やストレスは、心身に影響を与えることがあること。また、心の健康を保つには、欲求やストレスに適切に対処する必要があること。

イ 心身の機能の発達と心の健康について、課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。

○高等学校学習指導要領（平成30年3月）第6節保健体育第2保健2内容より

(1) 現代社会と健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動をとおして、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 現代社会と健康について理解を深めること。

(ア) 健康の考え方

国民の健康課題や健康の考え方は、国民の健康水準の向上や疾病構造の変化に伴って変わってきていること。また、健康は、様々な要因の影響を受けながら、主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。

健康の保持増進には、ヘルスプロモーションの考え方を踏まえた個人の適切な意思決定や行動選択及び環境づくりが関わること。

(イ) 現代の感染症とその予防

感染症の発生や流行には、時代や地域によって違いが見られること。その予防には、個人の取組及び社会的な対策を行う必要があること。

(ウ) 生活習慣病などの予防と回復

健康の保持増進と生活習慣病などの予防と回復には、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活の実践や疾病の早期発見、及び社会的な対策が必要であること。

(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

喫煙と飲酒は、生活習慣病などの要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

(オ) 精神疾患の予防と回復

精神疾患の予防と回復には、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践するとともに、心身の不調に気付くことが重要であること。また、疾病の早期発見及び社会的な対策が必要であること。

イ 現代社会と健康について、課題を発見し、健康や安全に関する原則や概念に着目して解決の方法を思考し判断するとともに、それらを表現すること。

#### ◎特別活動・自立活動における指導

○小学校学習指導要領（平成29年3月）第6章特別活動第2各活動・学校行事の目標及び内容2内容より（一部抜粋）

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

○中学校学習指導要領（平成29年3月）第5章特別活動第2各活動・学校行事の目標及び内容2内容より（一部抜粋）

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応

エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

○高等学校学習指導要領（平成30年3月）第5章特別活動第2各活動・学校行事の目標及び内容〔ホームルーム活動〕2内容より（一部抜粋）

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

エ 青年期の悩みや課題とその解決

オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月）第6章特別活動より  
（一部抜粋）

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月）第7章自立活動第2内容より（一部抜粋）

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
- (5) 健康状態の維持・改善に関すること。

○特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）（平成30年3月）第8章特別活動より（一部抜粋）

特別活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、各特別支援学校を通じて、小学校又は中学校に準ずることとしている。

（3）児童生徒の心身の発達段階による課題を踏まえる。

◎発達段階別心の健康問題の特徴と理解

学童期（小学校）

①小学校低学年・中学年（第1～4学年）

小学校低学年のうちは、自分自身の精神状態を十分には自覚できず、言葉でうまく表現できないことが多い。そのため、実際には虐待やトラウマを生むような強いストレスを受けていても、自分でそれに気付くことができず、心理面での訴えよりも、頭痛・腹痛・おう吐など体の症状や、落ち着きのなさなど行動面の変化、あるいは睡眠の障害などとなって現れやすい。小学校の低～中学年では、ストレスの症状の現れ方が中・高校生以降とは異なる点に注意する必要がある。

②小学校高学年（第5～6学年）

小学校高学年になると言語能力が高まり、精神症状の現れ方が大人に近づくとともに、通常は成人期に発症する精神疾患がこの時期に早期発症することがある。例えば、摂食障害（特に拒食）、うつ病、双極性障害（躁うつ病）、統合失調症などがその例である。ただし、同じ障害でも、子どもと大人では症状の現れ方は異なりやすい点に注意が必要である。例えば、うつ病の症状は大人にみられる典型的なうつ状態ではなく、イライラとなって現れやすい。一方、双極性障害（躁うつ病）では、子どもの躁症状は大人のような爽快気分や自分を過大評価するという誇大感が目立たず、多動、逸脱行動や感情の爆発などの形を取りやすい。統合失調症の場合、幻覚や妄想を言葉でうまく表現できず、周囲を警戒したり、一見、反抗的になったようにみえることがあるため注意が必要である。

#### 青年前期（中学校）

中学校は、思春期の前半に相当し、性的関心が顕在化する時期であるとともに、先輩・後輩などの人間関係を意識し、アイデンティティが育っていき、社会的意識が発達する年齢である。

小学生と比べ、ストレスを自分で自覚できるようになるとともに、不安や抑うつなど精神的な症状（内在化症状）や引きこもり、攻撃的行動、家出などの問題行動（外在化症状）が現れやすくなる。問題行動が見られる場合、生徒指導上の問題としてだけでなく、メンタルヘルスの問題として健康相談の対象になることも考慮して対応することが大切となる。

#### 青年後期（高等学校）

高校生になると心身の発達が大人に近づき、知識や行動範囲の広がりとともに、ほぼ成人同様のメンタルヘルスの問題がみられる。特に、うつ病、双極性障害（躁うつ病）、統合失調症の頻度は中学校までと比べて高くなり、パーソナリティ障害（人格障害）が出現するのも高校生以降である。また、この時期には、手首自傷（リストカット）や多量服薬などの激しい症状や性の問題がみられやすくなる。

この時期には、人間関係が中学校以上に複雑化し、異性への意識やプライバシーの感覚が一層強まるため、対人関係に由来する悩みやストレスが生じやすくなる。このことや新しい環境になじめないため、高校進学後に初めて不登校に陥る広汎性発達障害の生徒も少なくない。

以上のように高等学校では多様な精神疾患が発症するとともに、それまで見過ごされてきた障害に気付かれることが多い。いずれの場合も、高校卒業以降の進路も念頭においた対応が望まれる。

#### （4）健康に関する現代的課題と心の健康問題との関連を踏まえる。

薬物乱用、性の逸脱行動、いじめ、不登校、生活習慣病など健康に関する現代的課題が深刻化し、自分の存在価値や自信を持ってない等、心の健康問題と大きくかかわっている。また、都市化や核家族化、少子化の進行、あるいは遊び場の環境など子どもたちを取り巻く状況の変化からストレスや不安感が高まっている。

(5) 養護教諭の職務の特質や保健室の機能を生かす。

① 養護教諭の職務内容における相談活動の視点

養護教諭の職務内容	健康相談に生かす視点
(ア) 学校保健情報の把握に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>不安や悩みなどの心の健康に関する実態</li> <li>保健調査結果</li> <li>保健室来室状況</li> <li>健康観察結果</li> </ul>
(イ) 保健指導に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>心や体の健康に関して課題を有する児童生徒</li> <li>睡眠・衣服の清潔など生活習慣に関して課題を有する児童生徒</li> <li>学級活動・ホームルーム活動における指導との関連（心の健康の指導）</li> <li>保健教育との関連（心の発達、心の健康、精神の健康）</li> <li>専門的立場からの協力</li> </ul>
a 個人を対象とした指導	
b 集団を対象とした指導	
(ウ) 救急処置及び救急体制の整備に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急処置の際の心と体の観察</li> <li>保健室来室者に対するヘルスカウンセリング</li> </ul>
(エ) 健康相談に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家、専門機関とのよりよい連携</li> </ul>
(オ) 健康診断に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断の結果の活用</li> </ul>
(カ) 学校環境衛生に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>心地よい生活環境づくり</li> <li>学校薬剤師と協力した学校環境衛生検査</li> </ul>
(キ) 学校保健に関する各種計画・活動及びそれらの運営への参画等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校保健委員会</li> <li>一般教員の行う保健活動への協力</li> <li>心の健康に関する研修会の開催</li> </ul>
(ク) 感染症の予防に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の予防に向けた指導</li> <li>差別や偏見の除去</li> </ul>
(ケ) 保健室経営に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健室経営計画の策定</li> <li>誰でもいつでも相談できる保健室経営</li> </ul>

② 保健室の機能を生かす視点

保健室の機能	健康相談に生かす視点
(ア) 個人及び集団の健康課題把握の機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人及び本校の児童生徒の心や体の健康に関する課題の把握（心や体の悩みに関する実態把握）</li> </ul>
(イ) けがや病気の児童生徒の救急処置や休養の場としての機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>心の健康観察</li> <li>体の健康相談</li> </ul>
(ウ) 心身の健康に問題を有する児童生徒の保健指導、健康相談の機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の指導対象者の不安と悩みの把握と判断</li> </ul>
(エ) 情報収集、活用、管理としての機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>心の健康問題に関する専門家や専門機関の把握と活用</li> </ul>

(オ) 感染症及び疾病予防のための措置としての機能	・慢性疾患等の把握
(カ) 保健教育推進のための資料教材の開発としての機能	・心の健康の教育に関する資料作成と活用
(キ) 保健センターとしての機能	・来室者同士の会話と交流 ・保健室での活動を日常生活に活用

#### (6)関係者との連携を図る。

養護教諭は、児童生徒が健康な生活を送るために必要な力を支える組織の一員であることを自覚し、連携のあり方、役割を理解しておく必要がある。

学校内では学級担任を中心に、全ての教職員との連携で進めるものであるが、生徒指導担当教諭や教育相談担当教諭とは密に連携をとる必要がある。校内の関係組織としては、生徒指導委員会や教育相談部会、学校保健委員会等がある。

また、学校外の専門家や専門機関などの情報を把握しておくとともに、日頃から連携をもって学校教育についての理解を得ておき、いざというときにすぐ活用できるようにしておく。



## ◆児童虐待の理解と対応

### 児童虐待とは

「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。（「児童虐待の防止等に関する法律」第2条）参照

#### 身体的虐待

子どもの身体に外傷（打撲傷、あざ、骨折、刺傷、やけど等、様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くある。

#### 性的虐待

直接的な性行為だけでなく、性的な満足を得るためにしたりさせたりする行為等、より広い行為が含まれる。子どもをポルノグラフィーの被写体にすること等も含まれる。

#### ネグレクト

心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない、下着等、長期間ひどく不潔なままにする、子どもを遺棄したり、置き去りにしたりするといった行為を指す。

#### 心理的虐待

子どもの心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子どもの存在を否定するような言動が代表的だが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もある。また、配偶者に対する暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）や、その他の家族に対する暴力や暴言を子どもが目撃することは、当該子どもへの心理的虐待に当たる。

### 学校での対応

日々接している児童生徒と虐待の問題は無関係ではない。子どもの問題行動や、心身の発育発達を阻害する要因として、真正面からこの問題をとらえる必要がある。虐待の現状や考え方、子どもの関わり方、家庭支援のあり方、関係機関との連携について意識を高め、対応できる力を身に付けていくことが必要である。

#### （1）早期発見・早期対応のために必要なこと

- 日常生活における子どもの変化を正確に観察し、問題を把握する力をすべての教職員がもつ。
- 子どもの課題を校内で共有し、情報交換に努めるとともに支援方法を検討する場がある。

- 教育相談活動や健康相談が校内に定着し、個々の子どもの問題について継続した支援が展開される。
- 保護者との面談、家庭訪問が意図的に実施できる。また、子どもが直面する課題に応じた柔軟な対応が可能である。
- 地域と学校に情報を進んで提供できる信頼関係がある。

## (2) 発見から、対応のために必要なこと

- 子どもの虐待の問題にどのようにかかわるのか、支援の方法が組織の中で具体化できる。
- 関係機関とのネットワークづくりができています。  
(虐待を発見した場合は、児童相談所等に報告する義務がある。)
- 教職員が日常の取組として、子どもや保護者との話し合いを大切にした教育活動を展開している。

## 養護教諭の特質や保健室の機能を生かした対応

### (1) 保健室での発見に必要な知識や技術を身に付けること

日常的に体と心の両面への対応を行う養護教諭は、学校の中で第一発見者となり得る存在である。子どもが発するサインを、身体症状や心理的側面から注意深く観察する。「この子と虐待の問題は無関係の問題」と考えず、不自然なげがや、繰り返す身体症状、行動上の問題や、感情の変化が気になった場合には、担任をはじめとする教職員からの情報収集に努める。

### (2) 虐待の事実が予想される際の対応

養護教諭が校内でコーディネーターの役割を果たし、組織的な対応ができるように働きかける。子どもの外傷や心身の状態が緊急を要する場合には、管理職の指導や助言のもとで医療機関との連携や児童相談所等の関係機関への連絡をとる。子どもの虐待の場合には親が虐待者であることが多いが、子どもの生命と安全を第一に考えた対応が重要である。

虐待が疑われ、引き続き子どもの様子を注意深く見守る必要のあるケースについては、学校が情報収集につとめ、子どもの援助を行うだけでは問題の解決にならない。虐待を行う側への働きかけなくしては、問題の解決は考えられないことから、地域の児童虐待を扱う関係機関との連携が不可欠である。

養護教諭は、どの機関に、どのような人材がおり、どのような支援が可能か社会的資源についての情報を得ておく必要がある。

<保健室での虐待発見につながる指標例>

身体的指標	行動上の指標	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原因がはっきりしないけが</li> <li>・人による暴行が疑われるけが (咬傷、複数のあざ、やけど)</li> <li>・発育、発達が遅滞</li> <li>・急激な体重減少</li> <li>・慢性の疲労状態や無気力</li> <li>・月経不順や、強度の月経痛</li> <li>・外陰部の異常や尿路感染症</li> <li>・心身症や神経症的傾向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頻繁な欠席や遅刻</li> <li>・保健室への頻繁な来室</li> <li>・身体的接触への過敏な反応</li> <li>・攻撃的、衝動的な行動</li> <li>・反社会的な行動や非行問題 (暴力、盗癖、家出、性行動など)</li> <li>・帰宅拒否行動(朝早く家を出る、なかなか家に帰ろうとしない、地域を徘徊する)</li> <li>・急激な学業の不振</li> <li>・情緒の不安定やヒステリー行動</li> <li>・チックや極端な習癖</li> <li>・人間関係づくりができない</li> <li>・感情の抑制(無気力・無表情)</li> <li>・自死企図</li> </ul>	
<p>&lt;具体的な場面&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 発育測定、体重測定の記録、学校医検診</li> <li>② 保健室利用時の子どもの様子(けがの手当や児童生徒の話を聞きながら)</li> <li>③ 校内巡視や健康相談の場面で [健康観察(欠席や体調不良など)、保健室利用状況など]</li> </ul>		
<p>①では</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>時間的な経過を数値や客観的データとして記録する</p> </div>	<p>②では</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>保健室利用時の様子を絵や文章(児童生徒の会話)にして記録する</p> </div>	<p>③では</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>「いつもと違う」を何がどのように違うのかをなるべく詳しく記録する</p> </div>

## ○ 虐待リスクのチェックリスト

「子供たちを児童虐待から守るために」

(公益財団法人日本学校保健会 平成26年3月20日) より抜粋

### ■小学校用

体や心の状態	不自然な傷やあざがみられる
	体重の減少や身長伸びが悪いなど、発育不良がみられる
	衣類を着替えるとき、異常な不安をみせる
	こわがる、おびえる、急に態度を変える
	表情が乏しく、受け答えが少ない
	不安で落ち着きがない様子がみられる
	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応する
	何げなく手をあげた際に身構えることがある
	突然落ち込み、表情がくもる
	性器を痛がったり、かゆがったりする
学校生活	無断欠席、遅刻が多く、理由がはっきりしない
	忘れ物が多い
	急激な学力低下がみられる
	下校時刻が過ぎても家に帰りたがらない
	給食をむさぼるように食べる
衣服が季節に適していない、衣服や下着が不潔で臭う	
問題行動等	小動物に残酷な行為をする
	金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す
	異性に対して年齢不相応で不自然な反応がみられる
友達との関係	カッとなりやすい、暴力をふるう、
	他の子供とトラブルが多い
	友達をうまく作れない、集団から浮いてしまう
	他の人との身体接触を異常に怖がる又は好む
教職員との関係	異常に甘えたり、独占しようとしたりする
	顔をうかがったり、大人の表情をととても気にしたりする
	教職員の怒りを引き出すような振る舞いが目立つ
	異性の教職員に年齢不相応で不自然な反応をする
保護者との関係	子供と保護者の視線がほとんど合わない
	不自然に子供が保護者に密着している
	保護者といるとおどおどし、落ち着きがない
	保護者をかばう発言がある
	家族の話をしたがらない

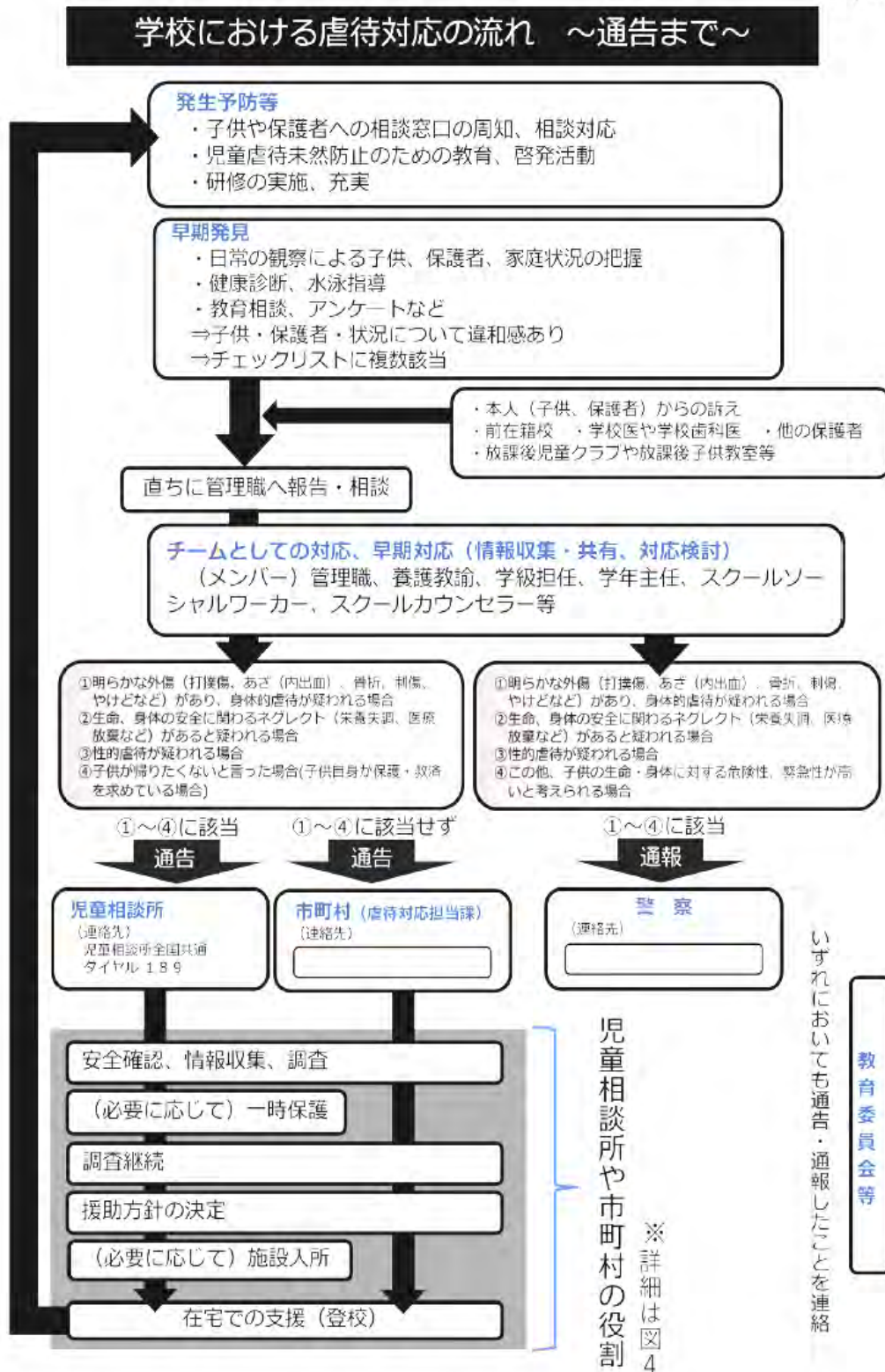
■中・高校用

体や心の状態	急激な体重の減少がある、あるいは体重・身長が増加が極端に少ない
	衣類や身体の不潔、不衛生がみられる
	リストカットなどの自傷行為がみられる
	不安で落ち着きがない様子がみられる
	生活全般に対する意欲の低下など、無気力、抑うつ感情がみられる
	突然落ち込み、表情がくもる
	性器を痛がったり、かゆがったりする
学校生活	無断欠席、遅刻が多く、理由がはっきりしない
	落ち着きがなく授業に集中できない、あるいは無気力でぼんやりしている
	提出物や学習に必要なものをいつも準備できていない
	急激な学業成績の低下がある、あるいは学業不振が続いている
	日常の会話や日記、作文の中に、家庭での様子が出てこない
	不登校である（長期間子供の姿が確認できない）
問題行動等	小動物や昆虫に対する執拗ないじめや殺すなどの残虐な行為をする
	衝動的に花壇の草花を踏みつけたり、引き抜いたりするなどの行為がある
	万引き、窃盗などの非行行為、性的逸脱行為がみられ、外泊や家出をする
	異性に対して年齢不相応で不自然な反応がみられる
友達との関係	カッとしたりしやすい、暴力をふるう、他の子供とのトラブルがある
	自分の要求がかなえられないと、かんしゃくやパニックを起こす
	集団から離れていることが多い
	他の人との身体接触を異常に怖がる又は好む
教職員との関係	教職員の顔をうかがったり、接触をさけようとしたりする
	教職員に対する反抗的な行動や虚言がある
	極端に聞き分けがよく、子供らしさに欠け、大人のように振る舞うことがある
	異性の教職員に年齢不相応で不自然な反応をする
家族との関係	弟妹の世話を長時間している
	家事を家族の中心になってしている
	家庭の話をしたがらない

◆児童虐待を把握した時の対応

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文部科学省 令和2年6月)より抜粋

図 1





虐待と思われる事案の記録

立 学校

記録日	令和 年 月 日		
子供	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	平成 年 月 日 歳 男・女	
	住所		
	就学状況 (出席状況) 具体的に→	立 学校 年 組 良好 ・ 欠席がち ・ 不登校状態	
学校での様子			
保護者	ふりがな	ふりがな	
	氏名	氏名	
	職業	職業	
	続柄	続柄	
	年齢	年齢	
	電話	電話	
	住所		
虐待と思われる内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誰から、いつから、頻度、どのような</li> <li>・ 外傷等の状況 ※必要に応じて外傷についてのスケッチを記載</li> <li>・ 本人の説明</li> </ul>		
家庭の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ きょうだいの状況 (学校、学年組、年齢 等)</li> <li>・ 同居家族の状況</li> </ul>		
通告先 (児童相談所か市町村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通告日、通告先、担当者</li> <li>・ 指示助言内容など</li> </ul>		
その他の通報先 (警察、教育委員会等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通報日、通報先、担当者</li> <li>・ 指導助言内容など</li> </ul>		

※幼稚園は本様式を適宜修正してお使いください。

※必要に応じて自由様式で情報を追記するなどして適宜活用してください。

※本様式をもって児童相談所や市町村への通告、教育委員会や警察への連絡に活用することも考えられます。



# 7 特別支援教育

## ◆特別支援教育とは

学校教育法等の一部改正（平成19年4月施行）により、障がいの程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導と必要な支援を行う「特別支援教育」への転換が図られ、その理念が示された。

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

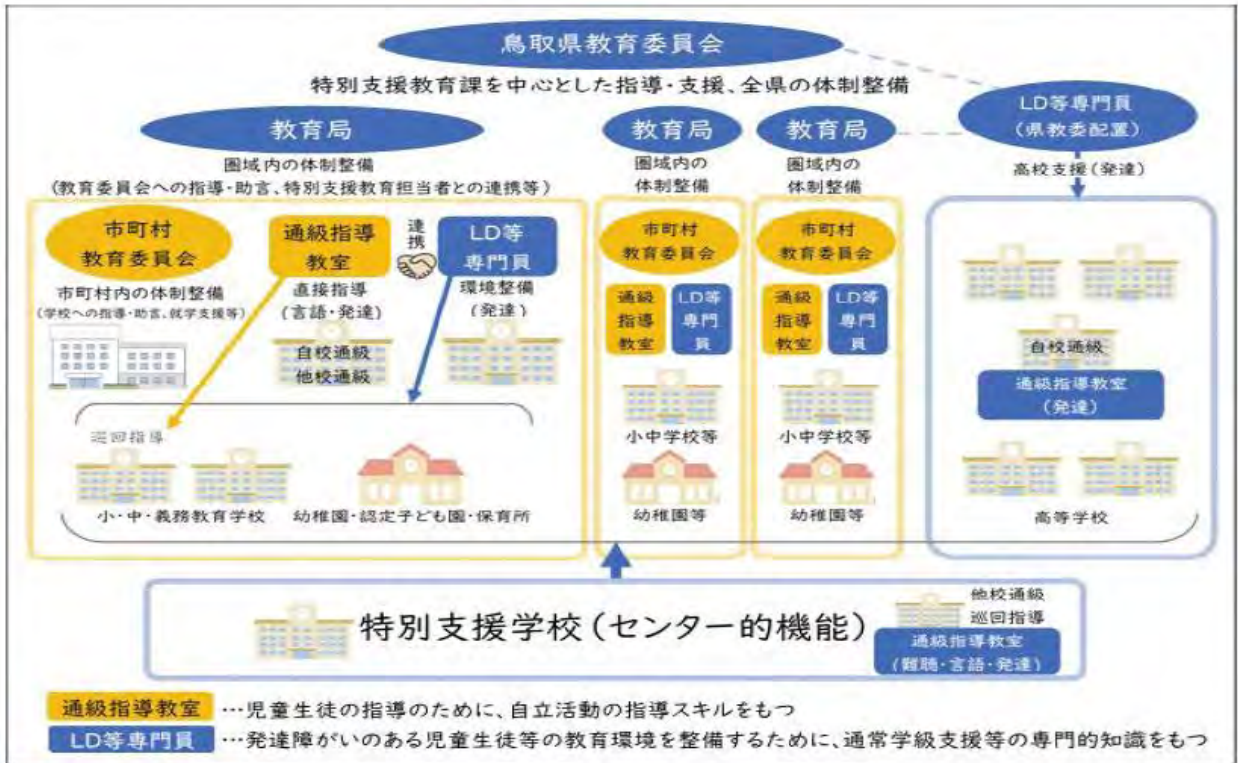
また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

「特別支援教育の推進について（通知）」（文部科学省 平成19年4月）

鳥取県では、「共に学び、共に暮らし、共に生きる」を合言葉に、一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実のための体制整備を進め、切れ目ない支援をめざして取り組んでいる。

鳥取県の特別支援教育体制整備（令和5年現在）



## ◆特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

各学校において、次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

### (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

- ①発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。
- ②委員会は、校長、教頭、特別支援教育主任（コーディネーター・担当）※<sub>1</sub>、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。
- ③特別支援学校においては、他の学校の支援（特別支援学校のセンター的機能）も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

### (2) 実態把握

- ①在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。
- ②特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育主任（コーディネーター・担当）等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭に必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。
- ③特に幼稚園、小学校においては、発達障がい等の障がいは早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

### (3) 特別支援教育主任（コーディネーター・担当）の指名

- ①各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育主任（コーディネーター・担当）」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。
- ②特別支援教育主任（コーディネーター・担当）は、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

### (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」※<sub>2</sub>の策定と活用

- ①特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。
- ②小・中学校等においても、特別な配慮を必要とする幼児児童生徒について「個別の教育支援計画」を策定（特別支援学級在籍児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒は必須）するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

### (5) 「個別の指導計画」※<sub>3</sub>の作成

- ①特別支援学校においては、幼児児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。
- ②小・中学校等においても、特別な配慮を必要とする幼児児童生徒について「個別の指導計画」を作成（特別支援学級在籍児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒は必須）するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

### (6) 教員の専門性の向上

- ①各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより特別支援教育に関する専門性の向上に努めること。
- ②教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

※<sub>1</sub> 鳥取県では特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を小中学校及び義務教育学校では「特別支援教育主任」、特別支援学校では「特別支援教育コーディネーター」、高等学校では「特別支援教育担当」と呼んでいる。

※<sub>2</sub> 「個別の教育支援計画」…学校と他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画であり、障

がいのある子どもの一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定される。

※3「個別の指導計画」…障がいのある幼児児童生徒への指導を行うためのきめ細かい計画であり、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、各学校において、これに基づいた指導等が行われる。

### ◆特性や性格、症状に応じた支援

特別な配慮を必要とする児童生徒への対応は、一人一人の状況に応じて、積極的な児童生徒支援を心がけることが求められます。発達障がい（LD、ADHD等）の特性や性格、様々な症状に応じた支援をすることが大切です。以下の例は、つまずきのある子どもたちだけではなく、すべての子どもたちに適切に対応していくことにもつながります。

<p><b>LD（学習障がい）</b> （聞く・話す・読む・書く・計算する・推論することの困難さ）</p> <p>↓</p> <p>何が得意かを把握し、できるようになるために、児童生徒にあった手立てを工夫しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○得意なことを生かして</li> <li>○説明や提示の工夫を</li> <li>○スモールステップで</li> <li>○教材の具体化を</li> <li>○ゆっくりとていねいに</li> <li>○励みになる評価を</li> </ul>	<p><b>ADHD（注意欠陥／多動性障がい）</b> （行動抑制の困難さ）</p> <p>↓</p> <p>冷静に根気よく、一貫性のある対応をしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○よいところを見つけてたくさん褒める</li> <li>○具体的な目標や行動を提示するなど、行動の見通しがもてるように工夫する</li> <li>○机の配置や掲示の方法を配慮するなど、刺激の少ない環境となるよう整備を行う</li> </ul>	<p><b>ASD（自閉スペクトラム症）</b> （対人関係の困難さ）</p> <p>↓</p> <p>環境を調整し、情緒の安定を図りましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○見通しがもてるように <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定や手順は具体的に</li> <li>・変更がある場合は予告を</li> </ul> </li> <li>○ルールや指示は短い言葉で明確に</li> <li>○肯定的に接して</li> <li>○視覚的の手がかりの活用を</li> </ul>
<p><b>起立性調節障がい</b></p> <p>自律神経の働きの不調のため、起立時に身体や脳への血流が低下する病気で、以下のような症状が起こる。</p> <p>（身体症状） ・立ちくらみ ・朝起き不良 ・頭痛、腹痛 等 （その他の症状） ・無気力 ・慢性疲労 ・思考力低下 等</p> <p>↓</p> <p><u>医師と相談し早期に把握することで、適切な対応や治療を施すことができ、症状が軽減したり、回復したりすることが期待されます</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ストレスをためさせないように工夫する（教職員の声掛けの質）</li> <li>○自信を無くしている子どもたちに温かく関わる</li> <li>※身体症状のことだけではなく、温かい声かけが大切です</li> <li>○保護者の不安感について『聴く』『伝える』『共に支える』</li> <li>※教職員ができることを、医師と相談のうえ確認しておくことが必要です</li> </ul>		<p><b>HSC（ひといちばい敏感な子ども）</b></p> <p>他の子どもよりも、たくさんのかたまりを徹底的に受け止めるので、心を揺さぶられることがあると強い感情が生じる</p> <p>↓</p> <p>自己肯定感を育むことが大切です</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○気持ちを言葉にして返す</li> <li>○ネガティブな感情を吐き出させる</li> <li>○スモールステップを設定する</li> <li>○心の安全基地をつくっておく</li> <li>○その子のペースを尊重する</li> </ul>

「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック『あしたも、笑顔で』（鳥取県教育委員会 令和2年8月）

### ◆特別な配慮を必要とする児童生徒の学びの場

近年、全国的に特別支援学校や特別支援学級に在籍する幼児児童生徒は増加傾向にあり、通級による指導を受けている児童生徒も平成5年度の制度開始以降増加を続けている。

基本的には障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が同じ場で共に育つ教育を追求するとともに、教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供することが重要である。そのために、単に場を一緒にするのではなく、通常の学級、通級による指導、特別支援

学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場が整備されている。

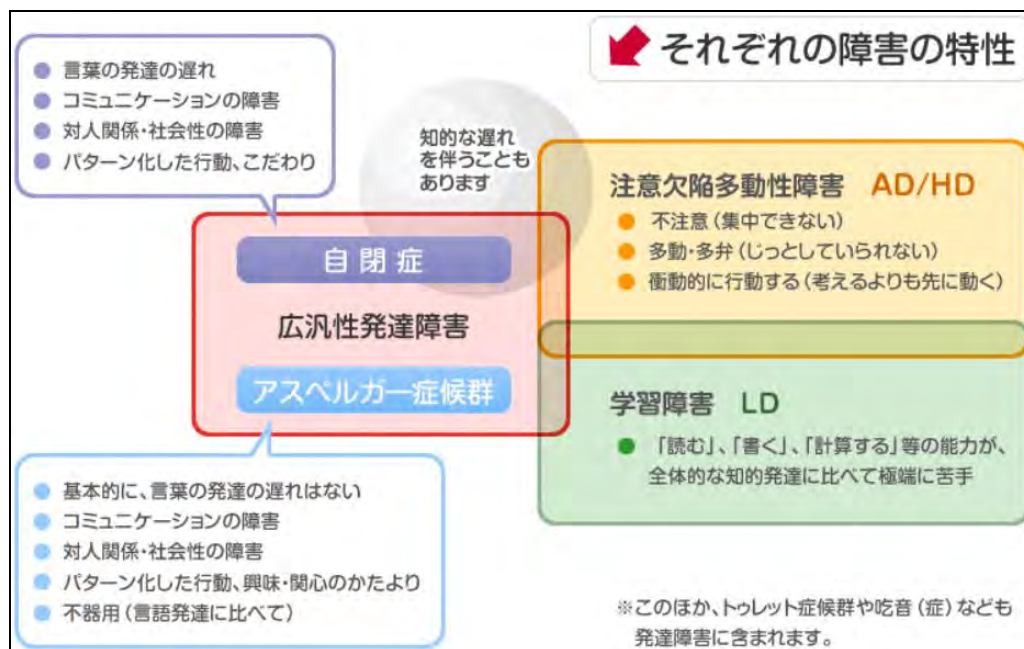
### (1) 通常の学級

文部科学省が令和4年に実施した調査の結果によると、発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、小・中学校の通常の学級において約8.8パーセント程度の割合で在籍している可能性がある。

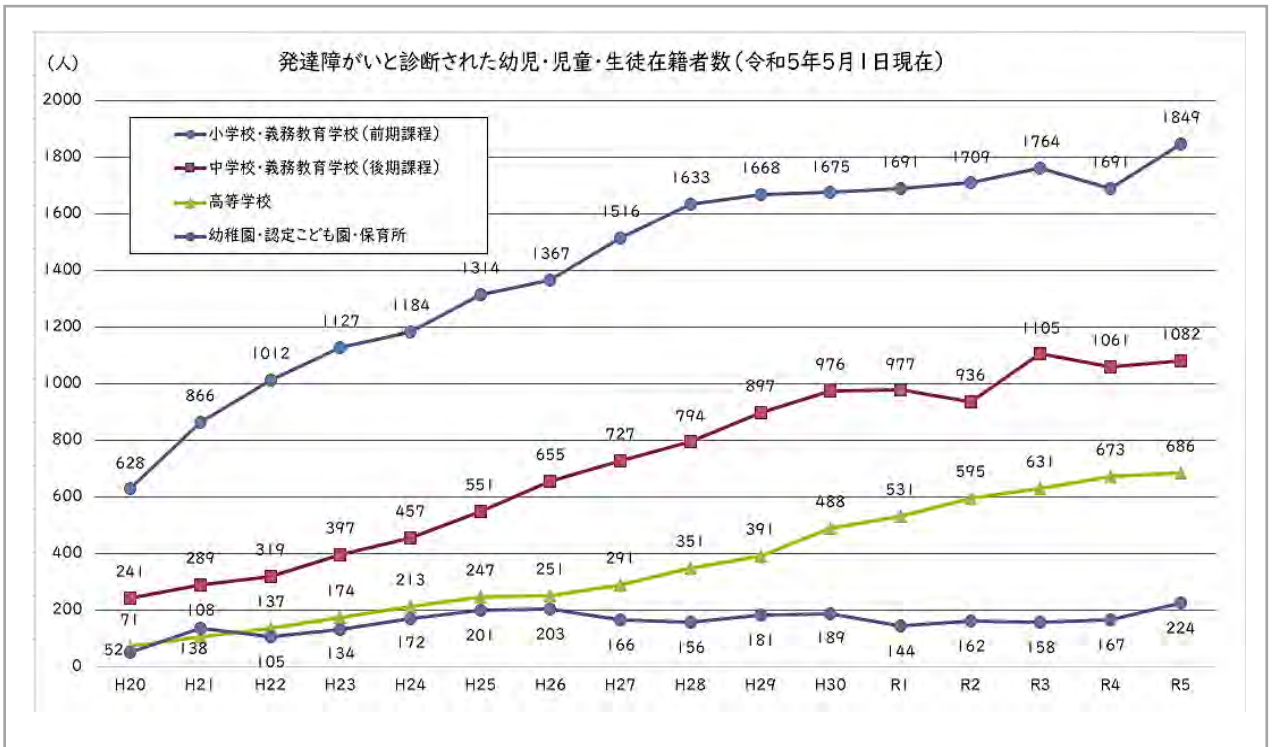
発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」※4とされる。発達障がいについて正しく理解し、保護者、校内の教職員、LD等専門員等※5と連携しながら適切な指導を行うことが求められる。

※4 発達障害者支援法における定義。DSM-5では、自閉症、アスペルガー症候群等は、「自閉スペクトラム症」と分類されている。

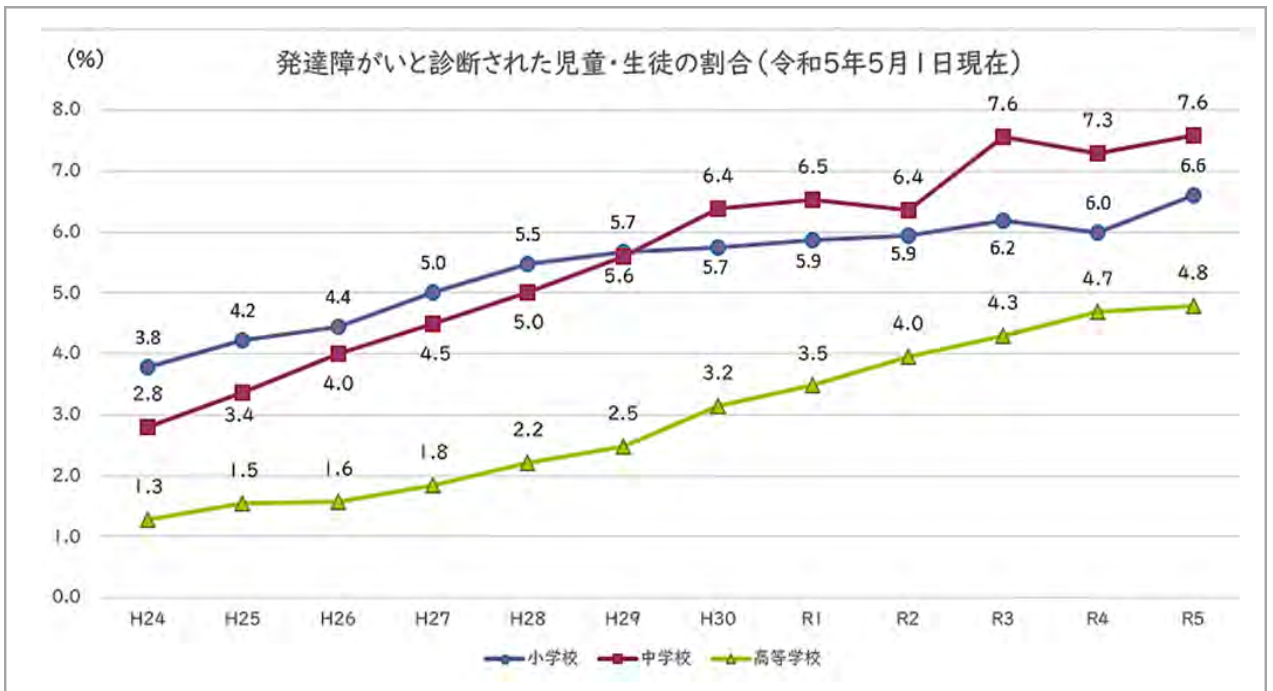
※5 発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその在籍園・学校の教職員、保護者等への相談活動や理解啓発にあたりとともに、小中学校等へ計画的に出かけて特別支援教育の校内（園内）支援体制の機能の充実に向けて支援を行う。



(「理解する～発達障害って何だろう～」(政府広報オンライン 令和3年12月2日))



※平成21年度より広汎性発達障がいの診断を受けた幼児・児童・生徒を含めている。



## (2) 通級による指導

大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障がいに応じた特別な指導を行う指導形態である。小学校・中学校では週8時間、高等学校では年間7単位を超えない範囲で特別な指導を行うことができる。本県では、平成30年度より高等学校における通級による指導が開始された。

通級による指導の実施形態として、次の3つがある。

- ・自校通級…対象児童生徒が自身の在籍する学校で指導を受ける形態
- ・他校通級…対象児童生徒が他校の通級指導教室で指導を受ける形態
- ・巡回指導…通級担当教員が対象児童生徒の在籍する学校に赴いて指導を行う形態

通級指導教室のある学校（令和5年度）

<東 部>	<中 部>	<西 部>
鳥取市久松小学校（言語）	倉吉市立上灘小学校（言語）	米子市立啓成小学校（言語）
鳥取市立湖山西小学校（言語）	倉吉市立小鴨小学校（言語）	米子市立明道小学校（発達）
鳥取市立河原第一小学校（発達）	倉吉市立明倫小学校（発達）	米子市立車尾小学校（発達）
鳥取市立湖山小学校（発達）	倉吉市河北小学校（発達）	米子市立伯仙小学校（発達）
鳥取市立面影小学校（発達）	湯梨浜町立羽合小学校（発達）	米子市立福米東小学校（発達）
鳥取市立宮ノ下小学校（発達）	三朝町立三朝小学校（発達）	米子市立弓ヶ浜小学校（発達）
鳥取市立稲葉山小学校（発達）	三朝町立三朝中学校（発達）	米子市立尚徳小学校（発達）
鳥取市立浜坂小学校（発達）	北栄町立大栄小学校（言語・発達）	米子市立彦名小学校（発達）
鳥取市立浜村小学校（発達）	琴浦町立八橋小学校（発達）	米子市立湊山中学校（発達）
鳥取市立南中学校（発達）	琴浦町立東伯中学校（発達）	米子市立加茂中学校（発達）
鳥取市立湖東中学校（発達）	県立倉吉養護学校（発達）	境港市立境小学校（発達）
岩美町立岩美北小学校（発達）	県立鳥取聾学校さんさん教室 （難聴・言語）	境港市立余子小学校（言語）
八頭町立郡家西小学校（発達）	※県立鳥取盲・聾学校附属教育 支援センターわくわく内	境港市立第三中学校（発達）
智頭町立智頭小学校（発達）	県立倉吉総合産業高等学校 （発達）	大山町立名和小学校（発達）
県立白兔養護学校（発達）		大山町立大山中学校（発達）
県立鳥取聾学校（難聴・言語）		南部町立西伯小学校（発達）
県立智頭農林高等学校（発達）		伯耆町立岸本小学校（発達）
県立鳥取緑風高等学校（発達）		県立米子養護学校（発達）
		県立鳥取聾学校ひまわり分校 （難聴・言語）
		県立米子白鳳高等学校（発達）
		県立日野高等学校（発達）

(3) 特別支援学級

児童生徒の障がいの状態等に即した指導を行うために、障がい種別に少人数（本県では1学級7人以内）の学級編成になっている。特別支援学級の教育課程は、基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づいて編成されるが、特に必要がある場合には、特別支援学校の小・中学部の学習指導要領によることができる。

①特別支援学級の種類

- ・知的障がい特別支援学級
- ・難聴特別支援学級
- ・肢体不自由特別支援学級
- ・言語障がい特別支援学級
- ・病弱・身体虚弱特別支援学級
- ・自閉症・情緒障がい特別支援学級
- ・弱視特別支援学級

②院内学級（病院内に教室を置く病弱・身体虚弱特別支援学級）

疾患等により医療施設に入院している児童生徒の病気の状態等に応じ、健康状態の回復・改善を図る指導等を行う。

院内学級のある学校

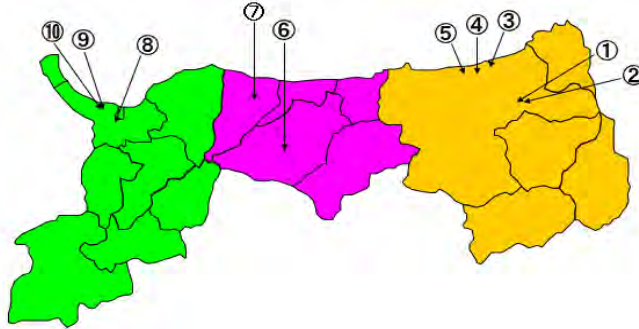
東部（鳥取市立病院内）	中部（県立厚生病院内）	西部（鳥大医学部附属病院内）
鳥取市立美保南小学校	倉吉市立上灘小学校	米子市立就将小学校
鳥取市立南中学校	倉吉市立東中学校	米子市立湊山中学校

(4) 特別支援学校

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識技能を養うことを目的とした教育を行う。

小学部・中学部・高等部があり、学校によっては幼稚部や専攻科もある。障がいの状態等により通学することが著しく困難な児童生徒について、教員を家庭等に派遣して指導を行う「訪問教育」を行っている学校がある。

県内の特別支援学校（令和5年度）

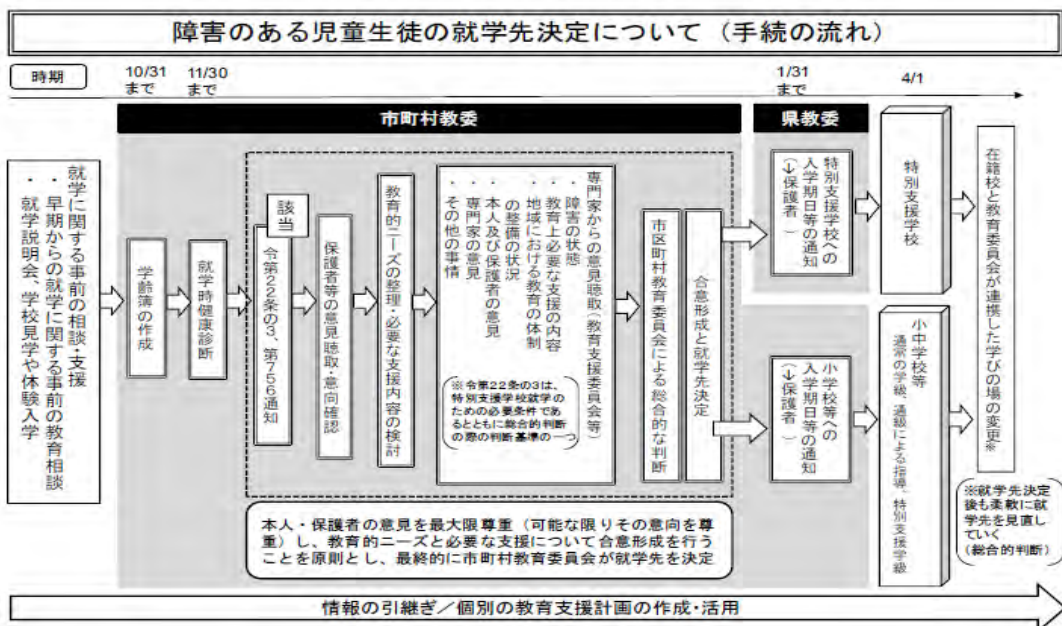


東部	中部	西部
① 県立鳥取盲学校（視覚障がい）	⑥ 県立倉吉養護学校 （知的障がい・肢体不自由）	⑧ 県立米子養護学校（知的障がい）
② 県立鳥取聾学校（聴覚障がい）	⑦ 県立琴の浦高等特別支援学校 （知的障がい）	⑨ 県立鳥取聾学校ひまわり分校 （聴覚障がい）
③ 県立鳥取養護学校 （病弱・肢体不自由）		⑩ 県立皆生養護学校 （肢体不自由・病弱）
④ 鳥取大学附属特別支援学校 （知的障がい）		
⑤ 県立白兔養護学校（知的障がい）		

◆就学先の決定について

就学先決定においては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とした上で、最終的には市町村教育委員会が、児童生徒の就学先を決定する。

就学先の決定にあたっては、早期からの十分な情報提供や個別の教育支援計画の作成と活用による支援を進めること、また就学先決定後も就学先等の柔軟な見直しを行うこと等が大切である。なお、鳥取県においては鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会を設置している。



「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 令和3年6月)

【就学可能な障がいの種類等についての規定】

- ・特別支援学校…学校教育法施行令第22条の3
- ・特別支援学級、通級による指導…「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（25文科初第756号）

◆自立活動の指導

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の教育課程には、小学校や中学校等の教科等に加えて「自立活動」という領域が特別に設けられている。

自立活動の指導に当たっては、個々の幼児児童生徒の障がいの状態や発達段階等の的確な実態把握に基づき、指導の目標及び内容を明確にし、個別の指導計画を作成する。実態把握から指導の目標及び内容を設定する手順については、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（文部科学省 平成30年3月）」を参照されたい。

(1) 自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

(2) 自立活動の内容（6区分27項目）

区分	項目
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。



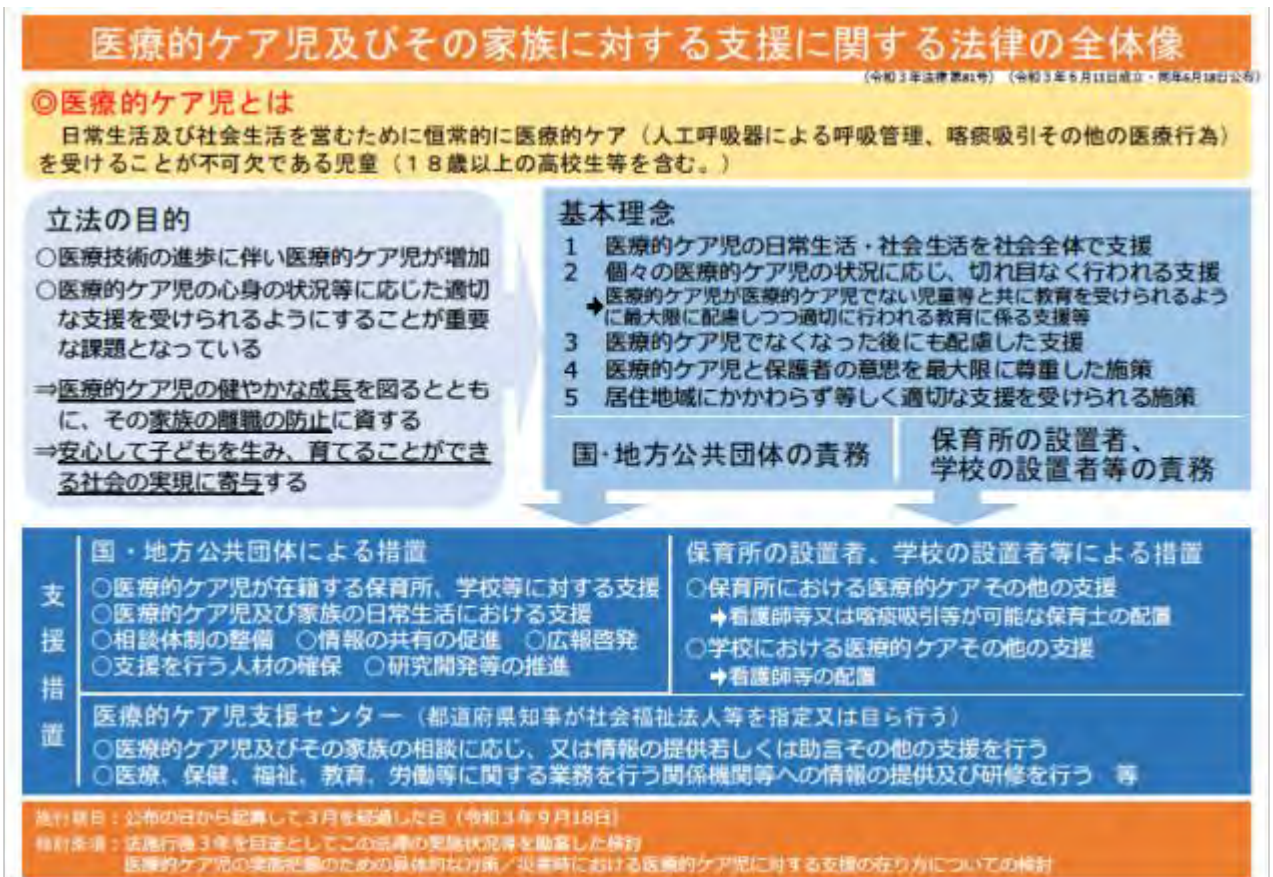
## ◆医療的ケアの推進

文部科学省は、学校における医療的ケアについて、「医療的ケア」とは、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為と示している。

特別支援学校に在籍する医療的ケア児が年々増加するとともに、小・中学校等においても医療的ケア児が在籍するようになってきている。また、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを必要とする医療的ケア児も増えている。

園・学校において、安全に医療的ケアを実施するために、医療的ケアに係る各関係者が相互に連携協力しながらそれぞれの役割において責任を果たしていくことが求められる。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等に定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行された。(令和3年9月18日)



## 8 健康教育

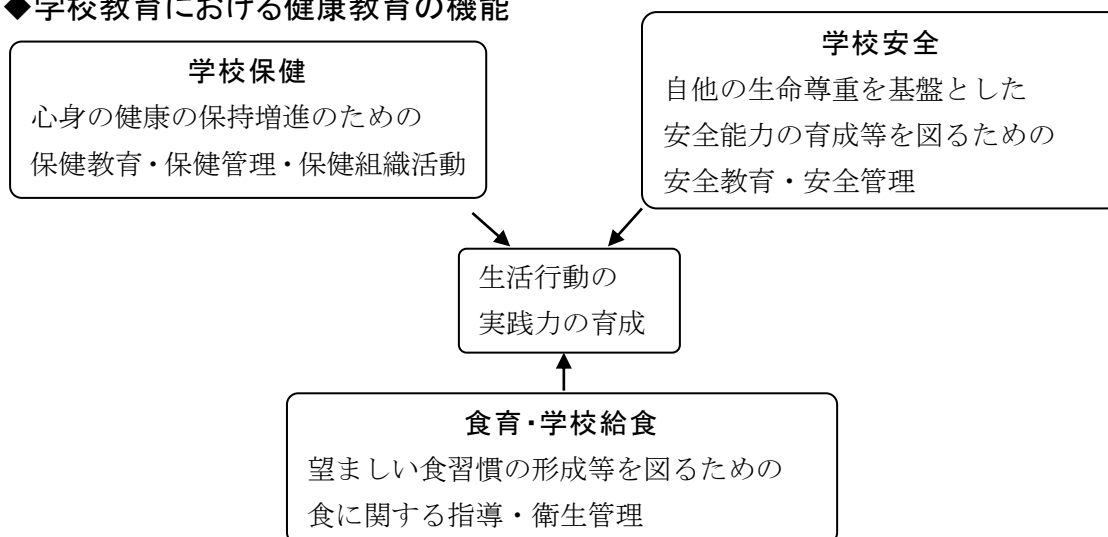
### ◆健康教育とは

健康教育とは、生涯にわたって健康で安全に生きていくための知識を習得するとともに、教育活動全体をとおして、健康に結びつく生活行動の実践力を育てていくことである。

養護教諭は、その専門性から、児童生徒の健康課題に直接関わり、健康診断や、日常の保健室での対応をとおして様々な健康実態を把握しやすい立場にある。各教科領域との関連や各学年における指導内容をふまえ、他の教育活動との連携を保ちながら、学校の教育活動全体で健康教育を進めていくことが必要である。

健康教育の推進について養護教諭にはリーダーシップの発揮が期待されている。その専門性を生かす立場から、児童生徒の心身の健康について、その健康教育の充実について学校全体を動かすリーダーと成り得ると考えられる。

### ◆学校教育における健康教育の機能



こうした健康教育の考え方について、「保健体育審議会答申（平成9年9月）」では、「健康教育の目標は、時代を超えて変わらない健康課題や日々生起する健康課題に対して、一人一人がよりよく解決していく能力や資質を身に付け、生涯をとおして健康で安全な生活を送ることができるようにすることである。」とし、そのために次のような資質や能力を身に付けさせることが重要であるとしている。

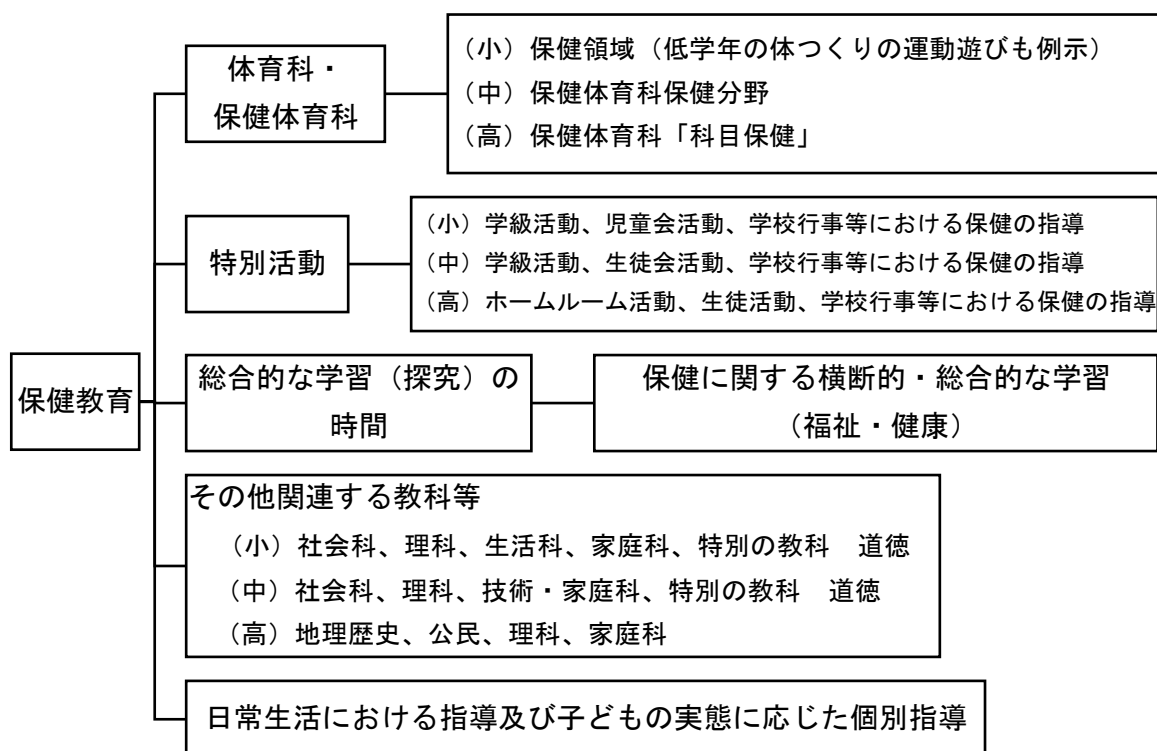
- ①興味・関心（健康課題に気付くとともに、興味・関心をもつ。）
- ②知識・理解（健康についての知識を身に付け、理解する。）
- ③思考力・判断力（健康課題をよりよく解決するために考え、判断できる。）
- ④意志決定・行動（健康課題を解決するため、意志決定をし、行動できる。）
- ⑤認識（健康の価値を認識する。）
- ⑥評価（①～⑤について自分自身で評価できる。）

## ◆健康教育における保健教育

### 【保健教育の位置づけ】

保健教育は、児童生徒の発育・発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われる必要がある。例えば、体育科・保健体育科、特別活動（学級活動、学校行事等）、総合的な学習（探究）の時間はもとより、関連する各教科等においても、それぞれの特質に応じて行われることも考えられる。また、平成29年、30年告示の学習指導要領では、各学校が学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントを行うことが示されており、保健教育についても、組織的かつ計画的な推進が必要である。

### 【保健教育の体系】



### 【保健教育の授業づくりの参考となる資料】

- ・「学校保健の課題とその対応～養護教諭の職務等に関する調査結果から～」（令和2年度改訂）（公益財団法人 日本学校保健会 令和3年3月）
- ・「高等学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む高等学校保健教育の手引」（文部科学省 令和3年3月）
- ・「中学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引」（文部科学省 令和2年3月）
- ・「中学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引（追補版）『感染症の予防～新型コロナウイルス感染症～』（文部科学省 令和2年3月）
- ・「小学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引」（文部科学省 平成31年3月）

## 9 ティーム・ティーチング

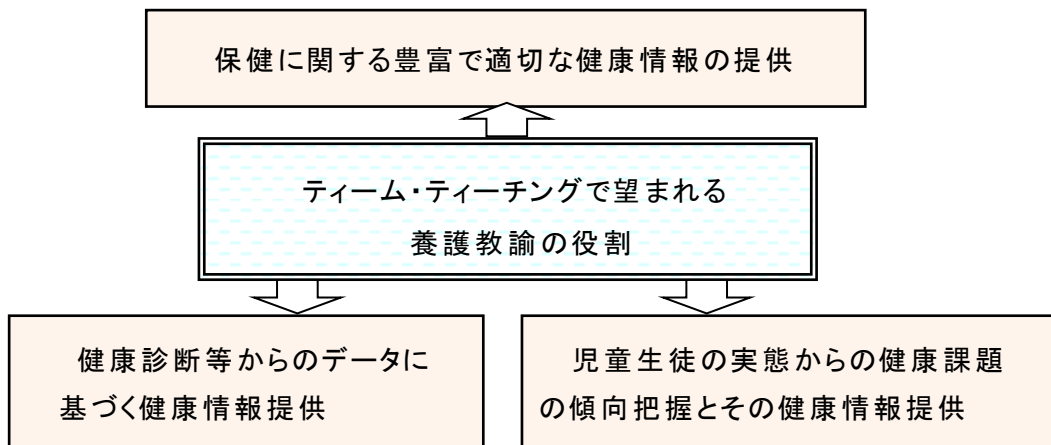
### ◆ティーム・ティーチングとは

ティーム・ティーチングとは、「教師がティームを組んで協力して児童生徒の指導にあたる」指導方式である。

養護教諭がティーム・ティーチングに参加する際に望まれることは、**養護教諭としての専門性の発揮**である。

ティーム・ティーチングには、教頭、教諭、栄養教諭（学校栄養職員）、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、歯科衛生士、保護者、地域住民等の参加による多面的な活動も期待される。

### ◆ティーム・ティーチングで望まれる養護教諭の役割



### ◆ティーム・ティーチングQ&A

**Q1** ティーム・ティーチングに参加するときに、養護教諭として特に気をつけることは何でしょうか。

**A**

- ① タイムリーな資料を活用する。  
時節に応じた健康情報を集め、より新しく身近な資料を提示する。
- ② 教師と児童生徒の双方向な指導をする。  
教師の一方的な指導でなく児童生徒の反応や意見を大切にする。
- ③ 発達段階を大切にした指導をする。  
児童生徒の発達段階や知識理解の程度を考え、内容や指導を展開する。
- ④ 学級担任や教科担任との連絡を密にする。  
準備の段階から十分に連絡をとりあい、連携をとって授業を展開する。

**Q 2** 学級担任や教科担任との連携をする上で、養護教諭として具体的にどのように関わっていくとよいのでしょうか。

**A**

- ① 指導計画・学習指導案の作成  
学習のねらい、指導内容等について専門的な立場で協力して作成する。
- ② 教材・教具の開発・吟味、作成・利用の工夫  
学習のねらいを達成する上で、効果的な教材教具を協力して選定・作成する。
- ③ 指導の役割分担  
専門性を生かす指導ができるように、役割分担等を明確にする。
- ④ 評価  
一人一人の学習プロセスや進歩について、養護教諭として多面的な観点からねらいにそった評価を協力して行う。

◆参考資料:文部科学省HPからダウンロードできます。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/index.htm)

- ・薬物乱用防止教育
- ・依存症（行動嗜癖）に関する教育
- ・受動喫煙対策
- ・がん教育
- ・健康診断
- ・アレルギー疾患対策
- ・感染症対策
- ・学校歯科保健
- ・健康観察
- ・心のケア
- ・健康教育関連資料
- ・保健主事
- ・養護教諭
- ・学校環境衛生
- ・労働安全衛生
- ・いわゆる脳脊髄液減少症に関するもの
- ・ヒアリに関する情報

〈参考：「学校保健の課題とその対応－養護教諭の職務等に関する調査結果から－令和2年度改訂」公益財団法人日本学校保健会（令和3年3月）〉